

令和元年第4回長南町議会定例会

議事日程(第1号)

令和元年12月12日(木曜日)午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期日程等の議会運営について(委員長報告)
日程第 3 会期決定の件
日程第 4 諸般の報告
日程第 5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和元年度長南町一般会計補正予算(第3号))
日程第 6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和元年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号))
日程第 7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和元年度長南町一般会計補正予算(第4号))
日程第 8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(令和元年台風15号・19号及び10月25日の大雨による被害者に対する町税の減免に関する条例の制定について)
日程第 9 議案第1号 長南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
日程第10 議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第11 議案第3号 長南町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12 議案第4号 財産の無償貸付につき議決を求めることについて
日程第13 議案第5号 令和元年度長南町一般会計補正予算(第5号)について
日程第14 議案第6号 令和元年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算(第1号)について
日程第15 議案第7号 令和元年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について
日程第16 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	宮 崎 裕 一 君	2番	林 義 博 君
3番	河 野 康 二 郎 君	4番	岩 瀬 康 陽 君
5番	御 園 生 明 君	6番	松 野 唱 平 君

7番	森川剛典君	8番	大倉正幸君
9番	板倉正勝君	10番	加藤喜男君
11番	丸島なか君	12番	和田和夫君
13番	松崎剛忠君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野貞夫君	教育長	小高憲二君
総務課長	土橋博美君	企画政策課長	田中英司君
財政課長	今井隆幸君	税務住民課長	鈴木隆生君
福祉課長	仁茂田宏子君	健康保険課長	河野勉君
産業振興課長	岩崎彰君	農地保全課長	高德一博君
建設環境課長	唐鎌伸康君	ガス課長	大杉孝君
会計課長	浅生博之君	学校教育課長	川野博文君
学校教育課主幹	大塚猛君	生涯学習課長	三十尾成弘君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	大塚孝一	書記	片岡勤
書記	鶴岡理央		

○議長（松野唱平君） 皆さん、おはようございます。

本日は、公務ご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ち、町長から挨拶がございます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 令和元年第4回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、時節柄大変お忙しい中、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

今年、台風15号及び台風19号、そして10月25日の記録的な大雨により、近年にはない甚大な被害が発生をいたしました。人的被害として2名のとうとい命を失うこととなり、衷心よりお悔やみ申し上げます。また、被害に見舞われた皆様に心からお見舞い申し上げます。現在、生活再建支援策を第一に、町民の皆様が一刻も早く普通の生活に戻れるよう、復旧と復興に全力を尽くしておりますので、議員の皆様方の一層のご支援とご協力をお願いいたします。

さて、本定例会でご審議をいただきます案件は、専決処分の承認4件、条例の制定2件、条例の一部改正1件、財産の無償貸し付け1件、補正予算3件、合わせて11議案を提案させていただきました。

議員の皆様におかれましては、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

◎開会の宣告

○議長（松野唱平君） ただいまから令和元年第4回長南町議会定例会を開会します。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

○議長（松野唱平君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松野唱平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

8番 大 倉 正 幸 君

9番 板 倉 正 勝 君

を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（松野唱平君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、松崎剛忠君。

〔議会運営委員長 松崎剛忠君登壇〕

○議会運営委員長（松崎剛忠君） おはようございます。

ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、去る12月3日に委員会を開催し、令和元年第4回定例会の議会運営について協議、検討をいたしました。

本定例会に付議される事件は、専決処分の承認4件、条例の制定2件、条例の一部改正1件、財産の無償貸し付け1件、補正予算3件の計11議案が議題とされております。また、一般質問は6人の議員が行うことになっております。

当委員会といたしましては、付議事件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日12日から13日の2日間とすることに決定いたしました。

詳細な日程につきましては、お手元に配付いたしました令和元年第4回長南町議会定例会日程の概要のとおりであります。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松野唱平君） これで、議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○議長（松野唱平君） 日程第3、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日12日から13日までの2日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日12日から13日までの2日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（松野唱平君） 日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から承認4件、議案7件の送付があり、これを受理しましたので報告します。

なお、受理した議案等については、お手元に配付したとおりです。

次に、本定例会の議案等説明のため、地方自治法第121条の規定により町長及び教育長に出席を求めたところ、お手元に配付してあるとおり出席の報告がありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき監査委員から報告のありました令和元年8月分、9月

分、10月分の例月出納検査結果、同法第199条第9項の規定に基づき監査委員から報告のありました令和元年度の定期監査結果並びに議長等が出席した主な会議報告については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎承認第1号～議案第7号の上程、説明

○議長（松野唱平君） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてから日程第15、議案第7号 令和元年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 承認第1号から議案第7号まで一括して提案理由を申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、本案は、令和元年度長南町一般会計補正予算（第3号）について、急施を要するものと認め、本年10月7日に専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めようとするものでございます。

本補正予算は、台風15号による災害関連経費でございまして、歳入歳出それぞれに3,285万1,000円を追加し、予算の総額を45億1,151万6,000円にするものでございます。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、本案は、令和元年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、急施を要するものと認め、本年10月7日に専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めようとするものでございます。

本補正予算につきましても、台風15号による災害関連経費でございまして、歳入歳出それぞれに457万1,000円を追加し、予算の総額を2億2,117万3,000円にするものでございます。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、本案は、令和元年度長南町一般会計補正予算（第4号）について、急施を要するものと認め、本年11月13日に専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めようとするものでございます。

本補正予算は、台風19号及び10月25日の豪雨による災害関連経費でございまして、歳入歳出それぞれに3億4,414万6,000円を追加し、予算の総額を48億5,566万2,000円にするものでございます。

次に、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、本案は、令和元年台風15号・19号及び10月25日の大雨による被害者に対する町税の減免に関する条例の制定について、急施を要するものと認め、本年11月20日に専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めようとするものでございます。

家屋の床上浸水や土砂崩れ等、これまでにない甚大な被害が生じたことにより、地方税法第323条の規定により、町税の減免を行うものでございます。

次に、議案第1号 長南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてでございますが、本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に伴い、会計年度任用職員に係る給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に伴い、会計年度任用職員に関する条例について一括して条例を改正しようとするものでございます。

次に、議案第3号 長南町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、ガス事業につきましても、平成8年ガス料金改定以来、経営努力により安価なガス料金を23年間維持してまいりましたが、販売量の減少と原ガス及び資材のコスト上昇により、平成30年度決算では純損失となりました。また、今後も経年管対策及びガス供給施設の安全対策などは重要であることから、公営企業として持続可能な経営を確保するため、ガス料金の改定をしようとするものでございます。

次に、議案第4号 財産の無償貸付につき議決を求めることについてでございますが、本案は、旧豊栄小学校の跡地活用について、小学校跡地活用検討委員会や住民説明会、まちづくり委員会での意見を踏まえた中で、専門学校及び広域通信制高等学校を運営する企業の進出により、地域の活性化や地域貢献に期待ができることから、その円滑な運営に資するため、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間、株式会社マーキュリー代表取締役社長、林正和氏に対し無償貸し付けすることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第5号 令和元年度長南町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、本補正予算につきましては、総務費では旧西小学校のプール門扉・フェンス修繕工事費の追加を、民生費では給食用食器消毒保管庫等の老朽化に伴う備品購入費の追加を、衛生費では災害等廃棄物処理事業補助金及び広域市町村圏組合各事業会計負担金の追加を、農林水産業費では被災農業者向け経営体育成支援事業補助金の追加を、商工費では野見金公園の崩落土整地委託料の追加を、教育費では国際交流事業事前視察委託料の追加を、災害復旧費では農地・農業施設災害復旧工事費及び補助道路災害復旧工事費並びに補助河川災害復旧工事費の追加が主な補正内容となっております。歳入歳出それぞれに7億5,579万6,000円を追加し、予算の総額を56億1,145万8,000円にするものでございます。

次に、議案第6号 令和元年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算につきましては、10月25日の大雨により園内の法面が被災を受けたことから、復旧工事費の追加をするものでございます。歳入歳出それぞれに3,880万1,000円を追加し、予算の総額を9,600万1,000円にするものでございます。

最後に、議案第7号 令和元年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、本補正予算につきましては、中継ポンプ施設災害復旧工事費として、歳入歳出予算それぞれに190万円を追加し、予算の総額を2億2,307万3,000円にするものでございます。

以上、承認第1号から議案第7号までの提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで、提案理由の説明は終わりました。

承認第1号の内容の説明を求めます。

財政課長、今井隆幸君。

〔財政課長 今井隆幸君登壇〕

○財政課長（今井隆幸君） それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度長南町一般会計補正予算（第3号））の内容の説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和元年12月12日提出、長南町長、平野貞夫。

専決処分の理由といたしましては、町長から提案理由の説明にもございましたが、台風15号に係る災害対策経費について、緊急に予算措置が必要となったことから、専決処分をさせていただいたものでございます。

2ページをお開きください。

専決処分書。

令和元年度長南町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき急施を要するものと認め、別冊のとおり専決処分する。

別冊の補正予算書1ページをお開き願います。

令和元年度長南町一般会計補正予算（第3号）でございます。

令和元年度長南町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,285万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億1,151万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

この予算は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年10月7日付で専決処分をさせていただいたところでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明をさせていただきます。7ページをお願いいたします。

歳入でございますが、本補正予算の財源といたしましては、財政調整基金繰入金を充当し編成をいたしました。

8ページをお願いいたします。

歳出でございますが、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、3節職員手当等で、台風15号災害対応分としての時間外職員手当及び管理職職員特別勤務手当247万円の追加をしております。

5目財産管理費では、11節需用費で、旧東小学校、旧豊栄小学校の倒木によるフェンス修繕及び旧西小学校の体育館雨漏りによる誘導灯4カ所の漏電交換修繕として148万7,000円を、13節委託料で、旧東小学校、旧豊栄小学校の倒木撤去委託料67万6,000円を、15節工事請負費で、旧西小学校体育館雨漏り修繕工事308万6,000円をそれぞれ追加し、9目防災対策費では、11節需用費で、暴風雨による防災アンテナ破損の修繕料として13万4,000円の追加を、13目諸費では、11節需用費で、防犯灯小柱建て直し等修繕料20万5,000円を追加するものでございます。

5款農林水産業費、1項農業費、4目農村総合整備費では、28節繰出金で、停電により農業集落排水処理に支障が出たことによる汚水移送業務委託及び発電機使用料として、農業集落排水事業特別会計繰出金457万1,000円を追加しております。

6款商工費、1項商工費、1目商工業振興費では、11節需用費で、暴風雨による長南工業団地調整池フェンス修繕料として110万円を追加し、9款教育費、5項保健体育費、1目保健体育総務費では、18節備品購入費で、ゲートボール場のグラウンドゴルフ用倉庫が暴風雨により被災したことにより、物置購入費40万8,000円を追加しております。

10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、9ページになりますが、1目農地・農業用施設災害復旧費では、19節負担金補助及び交付金で、農林業振興補助金の町単農地・農業用施設小規模災害復旧事業として360万円を追加し、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費では、13節委託料で倒木処理等単独道路災害復旧業務委託料として270万円を、15節工事請負費は土砂崩落・路肩決壊等単独道路災害復旧工事として360万円をそれぞれ追加し、2目河川災害復旧費では、15節工事請負費で、護岸決壊・土砂崩落等単独河川災害復旧工事として399万9,000円を追加するものでございます。

13款予備費、1項予備費、1目予備費では、台風15号の災害に伴い、本補正前に予備費にて対応した倒木処理等委託料及び集会施設整備事業補助金として481万5,000円を追加しております。

以上が本補正の内容でございます。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度長南町一般会計補正予算（第3号））の内容の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りまして、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで、承認第1号の内容の説明は終わりました。

承認第2号の内容の説明を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

〔産業振興課長 岩崎 彰君登壇〕

○産業振興課長（岩崎 彰君） それでは、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

令和元年12月12日提出、長南町長、平野貞夫。

専決処分の理由といたしましては、本年9月9日に上陸した台風15号に係る停電対策費について、緊急に予算措置が必要になったことから専決処分をさせていただいたものでございます。

4ページをお開きください。専決処分書でございます。

令和元年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき急施を要するものと認め、別紙のとおり専決処分する。

別冊の農業集落排水事業補正予算（第2号）の1ページをお開きください。

令和元年度長南町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ457万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,117万3,000円とさせていただくものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳出より説明させていただきますので、7ページをお開きください。

この補正の内容につきましては、先ほど申し上げましたとおり、9月9日の台風15号による停電による対策を行ったものでございまして、2款1項1目施設管理費、13節委託料453万7,000円を追加させていただくものでございます。これは、芝原処理区の全区域給田処理区の一部で停電が発生いたしまして、中継ポンプの運転ができない状態となりました。マンホールからの汚水の漏えいを防止するため、バキュームカーによる処理場までの汚水移送作業を実施させていただいたものでございます。

14節使用料及び賃借料3万4,000円、これも停電により中継ポンプの運転ができない状態となりましたので、発電機をリースいたしまして、中継ポンプの運転を行わせていただいたものでございます。

続きまして、歳入でございまして、6ページをごらんいただきたいと存じます。

4款1項1目1節では、一般会計繰入金457万1,000円の追加をお願いするものでございます。

以上が本補正の内容でございます。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号））の説明を終わらせていただきます。ご審議を賜り、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで、承認第2号の内容の説明は終わりました。

承認第3号の内容の説明を求めます。

財政課長、今井隆幸君。

〔財政課長 今井隆幸君登壇〕

○財政課長（今井隆幸君） それでは、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度長南町一般会計補正予算（第4号））の内容の説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

令和元年12月12日提出、長南町長、平野貞夫。

専決処分の理由といたしましては、台風19号及び10月25日の豪雨に係る災害対策経費について、緊急に予算措置が必要となったことから専決処分をさせていただくものでございます。

6ページをお開きください。

専決処分書。

令和元年度長南町一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき急施を

要するものと認め、別冊のとおり専決処分する。

別冊の補正予算書 1 ページをお開き願います。

令和元年度長南町一般会計補正予算（第 4 号）でございます。

令和元年度長南町の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正でございます。

第 1 項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 4,414 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 48 億 5,566 万 2,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、地方債の追加は、「第 2 表地方債補正」による。

この予算は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和元年 11 月 13 日付で専決処分をさせていただいたところでございます。

第 4 号補正予算は、台風 19 号及び 10 月 25 日の豪雨に係る災害対策経費のうち、災害復旧工事に伴う測量査定設計及び実施設計、積算等の委託料と、町単独を含む災害復旧工事等が主な内容となっております。

4 ページをお開き願います。「第 2 表地方債補正」でございます。

台風により被災されました揚水機場の農地・農業用施設災害復旧工事につきまして、農林施設災害復旧事業債 600 万円を追加するものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明をいたします。8 ページをお願いいたします。

歳入でございますが、13 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目農林水産業費分担金では、2 節農林施設災害復旧費分担金で、揚水機場災害復旧工事受益者分担金として 270 万円を追加してございます。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、4 目農林水産業費国庫補助金では、2 節農林施設災害復旧費補助金で揚水機場の農業用施設災害復旧事業国庫補助金として 1,755 万円を、5 目土木費国庫補助金では、1 節土木費補助金で社会資本整備総合交付金の被災住宅修繕緊急支援事業補助金として 400 万円をそれぞれ追加してございます。

16 款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金では、7 節災害救助費県負担金で災害救助法に基づく被災住宅応急修理に係る県負担金として 4,465 万円を追加し、2 項県補助金、6 目土木費県補助金では、1 節土木費補助金で被災宅地修繕緊急支援補助金として 1,040 万円を追加してございます。

19 款繰入金、1 項繰入金、1 目財政調整基金繰入金では 2 億 5,884 万 6,000 円を充当しております。

22 款町債、1 項町債、5 目災害復旧債では、1 節農林施設災害復旧事業債で 600 万円を追加するものでございます。

9 ページをお願いいたします。

歳出でございますが、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では、3 節職員手当等で台風 19 号災害対応分としての時間外職員手当及び管理職職員特別手当 472 万 7,000 円を追加し、5 目財産管理費では、13 節委託料で又富団地の土砂撤去委託料として 88 万円を、9 目防災対策費では、11 節需用費で、台風による備蓄食料及び水の補充及び土のう袋の消耗品費といたしまして 117 万 4,000 円を、12 節役務費で避難所で使用した毛布の

クリーニング代といたしまして22万3,000円をそれぞれ追加するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、5目社会福祉施設費では、19節負担金補助及び交付金で被災した町内5カ所の集会施設整備事業補助金として50万円を追加し、3項災害救助費、1目災害救助費では、13節委託料で被災した家屋に係る半壊、準半壊の応急修理委託料として4,465万円を追加するものでございます。この委託料の特定財源につきましては、全額県支出金の災害救助費県負担金を充てさせていただくものでございます。

5款農林水産業費、2項林業費、1目林業振興費では、19節負担金補助及び交付金で町単独の崩落土砂等撤去費補助金として1,900万円を追加し、7款土木費、5項都市計画費、1目都市計画総務費では、19節負担金補助及び交付金で被災宅地修繕緊急支援事業補助金として一部損壊等の修繕補助金1,800万円を追加するものでございます。特定財源につきましては、国庫支出金の社会資本整備総合交付金400万円及び県支出金の被災宅地修繕緊急支援事業補助金1,040万円を充てさせていただくものです。

10ページをお願いいたします。

10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農地・農業用施設災害復旧費では、13節委託料で、農業用施設の災害測量業務委託料、災害査定設計委託料、災害実施設計委託料として2,623万4,000円を追加し、15節工事請負費で、揚水機場の農地・農業用施設災害復旧工事及び水路・ため池等の町単独災害復旧工事として5,700万円を追加するものです。揚水機場の災害復旧工事の特定財源につきましては、国庫支出金1,755万円及び地方債600万円、その他財源といたしまして受益者分担金270万円を充てさせていただくものでございます。

16節原材料費で災害復旧補修用資材として51万5,000円を、19節負担金補助及び交付金で被災した農地の町単独農地・農業用施設小規模災害復旧事業補助金として500万円をそれぞれ追加し、2目林業施設災害復旧費では、15節工事請負費で林道朝日線の災害復旧工事費44万円を追加してございます。

2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費では、11節需用費で、災害査定用のくい及びポール、カラーコーン、バリケードなど120万円を追加し、13節委託料で補助道路災害測量業務委託料、11ページになりますが、災害復旧設計業務委託料、災害積算業務委託料、災害地質調査業務委託料として6,009万円を追加し、15節工事請負費で土砂撤去及び土のう積み等単独道路災害復旧工事として4,772万円を追加しております。

2目河川災害復旧費では、13節委託料で補助河川災害測量業務委託料、災害復旧設計業務委託料、災害積算業務委託料、災害地質調査業務委託料、災害申請箇所の伐採委託料として4,880万円を追加し、15節工事請負費で土砂撤去及び倒木撤去など単独河川災害復旧工事として400万円を追加しております。

3項文教施設災害復旧費、1目社会教育施設災害復旧費では、11節需用費でテニスコートの土砂撤去及び人工芝補修として99万円を、15節工事請負費でゲートボール場進入路の路肩崩落による復旧工事として300万3,000円をそれぞれ追加するものでございます。

以上が本補正の内容でございます。

なお、人件費の補正につきましては12ページ、13ページに、地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書は14ページに明細を記載してございます。後ほどごらんいただきたいと存じます。

承認第3号 専決処分承認を求めることについて（令和元年度長南町一般会計補正予算（第4号））の内容の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りまして、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで、承認第3号の内容の説明は終わりました。

承認第4号の内容の説明を求めます。

税務住民課長、鈴木隆生君。

〔税務住民課長 鈴木隆生君登壇〕

○税務住民課長（鈴木隆生君） それでは、承認第4号の内容の説明に入らせていただきます。

お手元の議案書の7ページをお開きいただきたいと思います。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和元年12月12日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、8ページ目をお開きいただきたいと思います。

今回の条例につきましては、台風15号、19号及び10月の大雨により、長南町において過去にないような甚大な災害が生じたことにより、地方税法第323条の規定に基づき、被害者に対して町税の減免を行うとともに、急施を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました。

それでは、9ページをごらんになっていただきたいと思います。

まず初めに、第2条第1項の町民税の減免でございますけれども、中ほどの表をごらんになっていただきたいと思います。

まず初めに、死亡または生活保護になった場合、これにつきましては全額免除、障害者になってしまった場合につきましては10分の9を軽減いたします。

次に、第2条第2項でございますが、納税義務者と同一生計配偶者または扶養親族が第2項に該当することになった場合に、町民税の減免の対象となります。

次の10ページ目の上の表をごらんになっていただきたいと思います。

家屋または家財の損害程度が3割以上5割未満、罹災証明書でいいますと半壊または大規模半壊を示します。この場合におきましては、納税義務者の前年の所得金額が500万円以下の場合には2分の1を軽減、所得金額が750万円以下の場合には4分の1を軽減、750万円を超え1,000万円以下の場合には8分の1を軽減いたします。次に、損害程度が5割以上、罹災証明書でいう全壊の場合ですけれども、この場合につきましては、所得金額が500万円以下の場合には全額免除となり、取得金額が750万円以下の場合には2分の1を軽減、750万円を超え1,000万円以下の場合には4分の1を軽減いたします。

なお、この第2条の町民税の減免の件数は、亡くなられた方、障害者になられた方を含めると63件で、減免額はおよそ80万円ぐらいでございます。

次に、農業所得に係る町民税の減免で、第3条になります。災害により今年度の農作物の収入が平年の10分の3以上減収した場合、町民税の所得割を減免いたします。

10ページの下の方の表をごらんになっていただきたいと思います。所得金額が300万円以下の場合には全額免除となり、400万円以下の場合には10分の8を軽減、550万円以下の場合には10分の6を軽減、750万円以下の場合には10分の4を軽減、750万円を超え1,000万円以下の場合には10分の2を軽減いたします。

次に、土地に対する固定資産税の減免で、第4条第1項及び第2項でございます。農地、宅地等が作付不能または使用不能となった場合に、固定資産税の減免を受けることができます。

11ページの上の表をごらんいただきたいと思います。被害面積が10分の8以上の場合は全額免除、10分の6以上10分の8未満の場合は10分の8を軽減、10分の4以上10分の6未満の場合は10分の6を軽減、10分の2以上10分の4未満の場合は10分の4を軽減いたします。

次に、家屋に対する固定資産税の減免で、第5条でございます。

11ページの中ほどの表をごらんいただきたいと思います。まず、家屋が原形をとどめない、または復旧不能の場合、罹災証明書でいいますと全壊に当たりますけれども、これにつきましては全額の免除でございます。次に、家屋の価格の10分の6以上の価値を損じた場合につきましては10分の8を軽減、10分の4以上10分の6未満の価値を減じた場合は10分の6を軽減、10分の2以上10分の4未満の価値を減じた場合、これにつきましては罹災証明書でいう半壊に当たります。これにつきましては10分の4を軽減いたします。全壊が住家、倉庫、車庫等で10件、半壊が60件ございまして、減免額はおよそ30万円になります。

次に、償却資産に対する固定資産税の減免につきましては、第6条関係でございますけれども、これにつきましては、先ほどの第5条の規定に従って減免をいたします。ただし、他市町村にわたる法人につきましては、全ての償却資産の被害率等を勘案し減免することといたします。

なお、この町税の減免は、災害を受けた10月25日以降に納期限が到来した町民税と固定資産税を減免いたしますので、対象者には既に減免のお知らせ及び申請用紙を個別に送付してございます。

この条例は、令和元年10月25日から適用いたします。

また、別冊の参考資料につきましては、後日ごらんになっていただきたいと思います。

以上、大変雑駁な説明でございますが、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての内容の説明とさせていただきます。ご審議いただきまして、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（松野唱平君） これで、承認第4号の内容の説明は終わりました。

議案第1号及び議案第2号の内容の説明を求めます。

総務課長、土橋博美君。

〔総務課長 土橋博美君登壇〕

○総務課長（土橋博美君） それでは、議案第1号の内容の説明を申し上げます。

議案書の13ページをお願いいたします。

議案第1号 長南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。

長南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように制定する。

令和元年12月12日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、議案書の14ページ、そして参考資料の4ページをごらんいただきたいと思います。

まず、議案書の14ページになりますけれども、長南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の目次がございます。第1章は総則、第2章はフルタイム会計年度任用職員の給与、第3章ではパートタイム会計年度任用職員の給与、第4章はパートタイム会計年度任用職員の費用弁償、第5章は雑則となっております。

参考資料の4ページをお願いしたいと思いますが、まず1の制定の趣旨でございますけれども、地方公務員

法及び地方自治法の一部を改正する法律に伴い、会計年度任用職員に係る給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

会計年度任用職員制度でございますけれども、2020年4月1日よりこの制度が施行されます。非正規職員、非常勤職員、臨時職員などのほとんどが、新設される会計年度任用職員に移行されることとなります。会計年度任用職員につきましては、就業時間が週38時間45分以上のフルタイム職員と週38時間45分未満のパートタイム職員に区分されますが、いずれにしても、従来の非正規職員にはなかった期末手当の支給とか、人事評価の導入とか、昇給などが追加されるものです。

続きまして、2の制定の内容に入っていきますけれども、ここでは主なものの説明をさせていただきたいと思っております。

第3条でございますけれども、会計年度任用職員の給与ですが、フルタイム会計年度任用職員につきましては、給料と期末手当、通勤手当など各種手当をいいます。パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬及び期末手当をいうものでございます。

第4条になります。給料になりますけれども、フルタイム会計年度任用職員の給料は、長南町一般職の職員の給与等に関する条例第5条第1項の規定を準用するものです。

第6条ですけれども、号級になります。規則で定める基準に従いまして任命権者が決定するものでございます。

続きまして、参考資料5ページになりますけれども、第7条でございますけれども、給料の支給方法ですが、給与条例の第7条、第8条の規定を準用するものでございます。

第8条から第14条、第16条から第17条につきましては、各種手当及び読みかえ規定によるものでございまして、第16条につきましては、フルタイム会計年度任用職員の期末手当についてを規定してございます。

第20条でございますが、パートタイム会計年度任用職員の報酬額についてでございます。また、第21条から第24条は、特殊勤務に係る報酬ほかの支給についてでございます。

参考資料6ページになりますけれども、第26条になります。パートタイムの会計年度任用職員の期末手当は、任期が6月以上のパートタイム職員について準用するものでございます。

第30条でございます。パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償は、給与条例第20条第1項に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、費用弁償を支給するものでございます。

続きまして、7ページになりますけれども、第34条では退職者の給与についてでございます。

附則といたしまして、この条例につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第1号 長南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての内容の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第2号の説明をさせていただきます。

議案書の24ページをお願いいたします。

議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように

制定する。

令和元年12月12日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、議案書の25ページが条例となっております。それとあわせて参考資料の8ページをごらんいただきたいと思います。

まず、参考資料の8ページになりますけれども、1の改正の趣旨でございますけれども、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に伴いまして、会計年度任用職員に関して、関係する条例について一括して条例を改正するものです。

次に、2の内容についてでございますけれども、会計年度任用職員制度に伴いまして、ここに記載されております関係する条例9つの一部をそれぞれ改正するものでございます。

25ページの条例、また、こちらの参考資料のほうをごらんいただきながら、ご説明させていただきたいと思いますが、まず第1条ですけれども、長南町職員定数条例の一部改正についてでございます。定数条例の適用除外となる臨時的任用職員の範囲を限定する旨の改正となっております。

第2条でございますが、公共的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正でございます。こちらにつきましては、地方公務員法の引用条項の改正によるものとなっております。

第3条、長南町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございますが、フルタイム会計年度任用職員は公表の対象となることに伴う改正でございます。

第4条でございます。職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございますけれども、会計年度任用職員の任期が1会計年度とされることに伴いまして、休職の期間について改正するものでございます。

参考資料は9ページになりますが、第5条でございます。職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正でございますが、長南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例により、パートタイム会計年度任用職員の基本的な報酬額を定めている規定を引用するものでございます。

第6条の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございますが、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件につきましては条例で定める必要があり、規則で定める基準に従って任命権者に委任する規定を追加するものでございます。

第7条の職員の育児休業等に関する条例の一部改正ですが、職員の育児休業等に関する条例第7条第2項及び第8条から会計年度任用職員を除くものでございます。また、職員の育児休業に関する条例第21条に会計年度任用職員が部分休業した場合の規定を加え、フルタイム、パートタイム会計年度任用職員の給与、報酬の減額等を定める規定を追加するものです。

第8条ですが、長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正でございますが、会計年度任用職員につきましては、常勤の職員の給与との権衡や特殊性等を考慮して定めるものでございます。

第9条、長南町職員の旅費に関する条例の一部改正でございますが、パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に要した費用は、費用弁償として支給されるための所要の改正となっております。

附則といたしまして、この条例につきましては令和2年4月1日から施行するものでございます。

なお、新旧対照表が10ページから19ページまでございますので、後ほどごらんいただきたく存じます。

大変雑駁な説明でございますが、以上で、議案第2号の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての内容の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで、議案第1号及び議案第2号の内容の説明は終わりました。

議案第3号の内容の説明を求めます。

ガス課長、大杉 孝君。

〔ガス課長 大杉 孝君登壇〕

○ガス課長（大杉 孝君） それでは、議案第3号につきましてご説明させていただきます。

議案書の28ページをお願いいたします。

議案第3号 長南町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町ガス供給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年12月12日提出、長南町長、平野貞夫。

あわせて、参考資料の20ページ、そして議案書の29ページをごらんいただきたいと思います。

まず、参考資料により説明をさせていただきたいと思います。

今回、決算を踏まえ、経営維持の確保のため料金改正をお願いするものでございます。

1の改正の趣旨でございますが、平成8年度ガス料金改定以来、経営努力により安価なガス料金体系を23年間維持してまいりましたが、省エネ機器の普及、家族構成の変化による販売量の減少及び資材、労務費並びに原ガスなどのコスト上昇により、平成30年度決算では純損失、赤字となりました。経年管対策工事及びガス供給施設の安全対策など重要であり、公営企業はその経営に伴う料金収入で運営を賄うとしております。持続可能な経営を維持するため、料金改正をしようとするものでございます。

2の改正の内容でございますが、ガス供給施設の安全対策として、10年ごとのガスホルダーの開放検査ですが、現在、3基ある中で、3号陸沢が令和4年に、1号長南が令和5年にそれぞれ実施となります。その費用として1基5,000万円、2基で1億円以上の修繕引当金が必要となります。令和元年度末の修繕引当金額は2,200万円弱の見込みでございます。差し引き7,800万円となり、実施に伴う3年間の積み立ての場合、年2,600万円以上の引当金の計上が必要となります。通常修繕引当金として年900万円を予算計上しておりますので、1,700万円の不足となるところでございます。また、平成30年度決算では300万円の営業損失が生じていることから、経営維持のため2,000万円以上の収益が必要となるものでございます。

年間ガス販売量430万立方メートル、平成30年度決算の数量でございます。販売量430万立方メートルで2,000万円の収益を上げるには、1立方メートル当たり4.65円、4円65銭となります。ですが、利益を計上し、経営を維持するためには、1立方メートル当たり税抜き5円、6%の値上げとさせていただくものでございます。

今回の改正は、料金表A、B、C料金の基本料金を除く基準単位料金の税抜き単価に、それぞれ1立方メートル当たり5円の値上げの料金改正をするものでございます。一般家庭の標準家庭での月50立方メートル使用の場合、4,704円、税込みとなりますが、275円の値上げとなるものでございます。

次に、22ページをお開き願いたいと思います。

新旧対照表でございます。右側が現行、左側が改正案でございます。料金表A、B、Cの基準単位料金の単

価に1立方メートル当たり税抜き5円の値上げとさせていただくものでございます。基本料金は変わりません。そのままでございます。料金表Aは月使用量25立方メートルまでの料金表でございます。料金表Bは月25立方メートルを超え250立方メートルまでの料金表でございます。料金表Cは月250立方メートルを超える料金表でございます。

恐れ入りますが、議案書29ページに戻っていただきたいと思っております。

今回の改正につきましては、別表第2、第3項、これは料金表Aとなります。次の第4項は料金表Bとなり、次の第5項は料金表Cとなります。それぞれ1立方メートル当たり税抜き5円、税込みですと5円50銭を値上げするものでございます。

施行期日につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。経過措置としまして、改正後の長南町ガス供給条例第22条及び第23条の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給しているガスの使用で、令和2年4月1日から4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定されたものについては、なお従前の例によるものでございます。これは、4月検針分の使用料につきましては3月分が含まれるため、5月の検針分から適用するものでございます。

なお、ガス事業運営協議会におきましてご承認をいただき、関東経済産業局とも協議が済んでいるところでございます。

以上、長南町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についての内容でございます。大変雑駁な説明ではございますが、ご審議賜り、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（松野唱平君） これで、議案第3号の内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては10時30分を予定しております。

(午前10時13分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時30分)

○議長（松野唱平君） 議案第4号の内容の説明を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

〔企画政策課長 田中英司君登壇〕

○企画政策課長（田中英司君） それでは、議案第4号 財産の無償貸付につき議決を求めることについて、内容の説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書30ページをお開きください。

議案第4号 財産の無償貸付につき議決を求めることについて。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求める。

令和元年12月12日提出、長南町長、平野貞夫。

最初に、旧豊栄小学校の利活用に関する今までの経緯などについて若干触れさせていただきたいと存じます。また、議案書30ページから32ページ並びに参考資料の24ページから26ページも、あわせてごらんいただきたい

と存じます。

まず、旧豊栄小学校の小学校跡地活用に関しましては、株式会社マーキュリー様が独自で町のホームページ、パンフレット等を閲覧していただき、それが契機となって町への進出に対し興味関心を強くいただいたところでございます。

株式会社マーキュリー様の設立は、平成18年11月21日に設立、創業来13年目を迎え、資本金は5,000万円、2019年5月時点で従業員数は約3,700人余り、男女比は6対4でございます。売上高は2018年9月期で121億円の中堅企業でございます。事業内容は、セールスプロモーションに特化した人材サービス、エージェントの派遣、アウトソーシング、コンサルティング、大型家電販売店や携帯電話ショップ等でのセールスプロモーション、販売促進等を事業の中心、柱として活躍をしている企業でございます。

この企業進出に係る内容について、事務方で作業を進めてきた経緯なんですけれども、本年7月31日に小学校跡地活用検討委員会を開催し、協議、検討をしていただいたところ、旧豊栄小学校の活用案について基本方針との整合性が十分図られ、基準を満たしているとの検討結果報告書を、8月19日付で町執行部局において受理をいたしました。

町としては、地域活性化や雇用創出が期待でき、地域住民の皆さんにも安心して受け入れてくださる超優良企業として判断し、9月12日に議会全員協議会での事前説明、10月14日の祝日の昼間、15日の平日・夜間の両日にわたりまして住民説明会を開催し、11月29日のまちづくり委員会での答申などを経て、了承をいただいております。

そこで今回、財産の無償貸し付けにつき議会の議決を求めることについてお願いをするものでございます。

地方自治法には議決事件として、第96条第1項に「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。」とあり、第6号には「条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。」と明記されております。この条文を根拠条文として議会に提出するものでございます。

次に、無償貸し付けとする理由につきましては、大きく5点ほど挙げられます。参考資料の26ページをごらんいただきたいと存じます。

まず1点目として、財政上のメリット、歳入といたしまして、個人住民税による税収見込みが、当初2名の採用を予定していることから、年間約20万円程度見込まれる点でございます。この企業進出がなければこのような税収によるメリットは生まれません。

2点目として、小学校跡地の恒常的な維持管理経費の削減となり、削減額は年間約130万円となり、町の財政負担が大きく縮減、圧縮することとなる点でございます。

3点目といたしまして、雇用の創出につながり、学校事務、施設管理など、当初2名からの社員が採用となる点が挙げられます。

4点目として、独自のプロモーションによる地域特産品の宣伝PRや商品開発につながることです。

5点目のその他といたしましては、災害時の避難場所、飲料、水などの備蓄倉庫の確保、選挙時の投票所としての開放、地元消防団の練習時などの町民利用の優先、地域住民等の生活に役立つIT特別講座の自由受講、地域交流イベント等による地域活性化などの相乗効果が非常に期待できる点などが挙げられます。

それでは、議案書にお戻りいただきまして、議案書の31ページをごらんいただきたいと思ひます。

1点目の無償貸し付けとする財産の種類として、土地、建物及び建物の附属物並びに構築物とするものでございます。

2点目の無償貸し付けする財産の所在等でございますが、土地につきましては一覧表にお示ししてございませとおり、場所は大字米満小字曾入道の27筆となっております。この現況の合計面積は1万6,238.91平米となるものでございます。建物につきましては、南側校舎鉄筋コンクリートづくり延べ床面積1,158平米、北側校舎は鉄筋コンクリートづくり延べ床面積792平米、屋内運動場として鉄筋コンクリートづくり延べ床面積529平米でございます。建物の附属物として、建物に附属する電気設備、給水設備及びその他の設備でございます。構築物として屋外プールでございます。

3点目の無償貸し付けする相手方につきましては、所在地は東京都新宿区西新宿一丁目26番2号、新宿野村ビル23階、名称は株式会社マーキュリーです。代表者は代表取締役社長、林正和氏でございます。

無償貸し付けの期間につきましては、令和2年4月1日から令和7年3月31日の5年間とするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、ご審議賜りまして、ご可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（松野唱平君） これで、議案第4号の内容の説明は終わりました。

議案第5号の内容の説明を求めます。

財政課長、今井隆幸君。

〔財政課長 今井隆幸君登壇〕

○財政課長（今井隆幸君） それでは、議案第5号 令和元年度長南町一般会計補正予算（第5号）の内容の説明を申し上げます。

議案書33ページをお開き願ひます。

議案第5号 令和元年度長南町一般会計補正予算について。

令和元年度長南町一般会計補正予算（第5号）を別冊のとおり提出する。

令和元年12月12日提出、長南町長、平野貞夫。

別冊の補正予算書1ページをお開き願ひます。

令和元年度長南町一般会計補正予算（第5号）でございます。

令和元年度長南町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億5,579万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億1,145万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

それでは、5ページをお開きいただきたいと存じます。

地方債の補正、変更でございますけれども、これにつきましては、補助道路災害復旧工事及び補助河川災害復旧工事に伴う公共土木施設災害復旧事業の限度額を1億7,670万円追加し、第4号補正で600万円を追加いたしました農林施設災害復旧事業の限度額について、3,910万円を増額し4,510万円に変更するものでございます。それでは、事項別明細書により歳出からご説明をいたします。11ページをお願いいたします。

2款総務費でございます。1項総務管理費、1目一般管理費では、3節職員手当等で、10月25日の豪雨による災害対応分としての時間外勤務手当670万円を追加し、5目財産管理費では、11節需用費で、保健センターの空調設備、ファンコイルユニット部品交換及び漏水調査、旧豊栄小学校体育館のドア、旧西小学校倉庫及びプール門扉・フェンス等の修繕料として154万7,000円を追加し、13目諸費では、23節償還金利子及び割引料で税等還付金として80万円を追加してございます。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費では、13節委託料で管外保育所運営費委託料として139万4,000円を追加し、3目児童福祉施設費では、18節備品購入費で、保育所の食器消毒保管庫及び業務用冷蔵庫の老朽化に伴う給食用備品購入費といたしまして215万6,000円を追加してございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費では、7節賃金で保健師賃金として164万4,000円を追加し、19節負担金補助及び交付金で、長生病院の中長期ビジョン策定業務委託費に係る病院事業会計負担金及び長南聖苑の災害復旧に係る負担金として107万3,000円を追加してございます。

3目母子保健費では、13節委託料で、母子保健情報副本登録対応に伴う健康管理システム改修委託料といたしまして127万4,000円を追加しております。特定財源につきましては、母子保健衛生費国庫補助金79万4,000円を充当してございます。

12ページをお願いいたします。

5目環境衛生費では、19節負担金補助及び交付金で、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助制度の改正に伴う補助金265万6,000円を追加しております。特定財源につきましては、国庫補助金であります合併処理浄化槽設置整備事業補助金72万円及び県補助金であります合併処理浄化槽設置促進事業補助金91万円、合わせまして163万円を充当してございます。

2項清掃費、1目塵芥処理費では、19節負担金補助及び交付金で、台風による災害廃棄物処理の広域市町村圏組合衛生費負担金として4,279万5,000円、被災により全壊した家屋の撤去等災害等廃棄物処理事業補助金として676万7,000円、合わせまして4,956万2,000円を追加してございます。特定財源ですが、災害等廃棄物処理事業につきましては、国庫補助金であります災害等廃棄物処理事業補助金338万3,000円を充てさせていただくものでございます。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費では、19節負担金補助及び交付金で、被災された農業者の経営再建に向けた取り組み支援として2,170万円を追加しております。特定財源につきましては、県補助金であります被災農業者向け経営体育成支援事業補助金1,550万円を充てさせていただくものです。

7目農村環境改善センター費では、13節委託料で改善センター裏の崩落土砂撤去委託料として88万円を追加しております。

6款商工費、1項商工費、2目観光費では、13節委託料で野見金公園の崩落土整地委託料として187万円を、19節負担金補助及び交付金で、花火打ち上げ場の法面土砂が崩落したことによる撤去費補助として、町観光協

会補助金82万5,000円をそれぞれ追加してございます。

7款土木費、2項道路橋梁費、4目橋梁維持費では、13節委託料で、事業費の精査により、橋梁点検委託料及び橋梁修繕調査設計委託料、産業廃棄物処理委託料を減額し、施工監理委託料を増額し、委託料といたしましては954万円の減額をするものでございます。

13ページになりますが、15節工事請負費で、長尾橋の単独橋梁修繕工事990万円を減額し、東橋の上部工修繕工事1,936万円を追加し、工事請負費といたしましては946万円の追加をするものでございます。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では、8節報償費で台湾台北市福林小学校との国際交流のための事前視察訪問時手土産代として2万円を、13節委託料で国際交流事業事前視察委託料として47万3,000円を、14節使用料及び賃借料で国際交流事前視察時の有料道路料金及び駐車場使用料として9,000円を、それぞれ追加するものでございます。

4項社会教育費、2目公民館費では、11節需用費で、公民館空調設備の吸収式冷温水機部品交換、案内表示板の修繕料及び夏場の猛暑や台風による避難所開設により、空調機を多用したことに伴う燃料費として118万7,000円を追加し、3目文化財保護費では、19節負担金補助及び交付金で、台風15号で被災された笠森寺観音堂屋根修理の国指定文化財補修事業補助金ですが、これは県補助事業で、補助率は県50%、町25%、所有者25%となっております。笠森寺自然林法面崩落に係る国指定天然記念物災害復旧事業補助金ですが、これは国庫補助事業で、補助率は国70%、県20%、町5%、所有者5%となっております。町補助金を合わせまして70万2,000円を追加するものでございます。

5項保健体育費、1目保健体育総務費では、11節需用費で、10月25日の豪雨により被災した町体育館浄化槽のフロア交換、電気設備修繕料として120万円を追加するものでございます。

10款災害復旧費、14ページをお願いいたします。1項農林水産施設災害復旧費、1目農地・農業用施設災害復旧費では、13節委託料で、10月25日の豪雨により被災した山内ダム放流設備改修工事実施設計委託料として110万円を、15節工事請負費で、水路及び農地の補助災害復旧工事及び山内ダム放流設備改修工事として1億2,250万円を追加するものです。特定財源につきましては、国庫補助金であります農林施設災害復旧費補助金を7,760万円、地方債を3,910万円、その他財源として農地災害復旧事業分担金135万円を、それぞれ充当してございます。

2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費では、15節工事請負費で補助道路災害復旧工事として3億1,920万円を追加するものでございます。特定財源につきましては、国庫負担金であります公共土木施設災害復旧費負担金2億1,290万6,000円、地方債の公共土木施設災害復旧事業債1億620万円を充てさせていただくものでございます。

2目河川災害復旧費では、15節工事請負費で補助河川災害復旧工事といたしまして2億1,200万円を追加するものでございます。特定財源といたしましては、国庫負担金であります公共土木施設災害復旧費負担金1億4,140万4,000円、地方債の公共土木施設災害復旧事業債7,050万円を充てさせていただくものです。

3項文教施設災害復旧費、2目学校等施設災害復旧費では、15節工事請負費で、崩落土により被災した中学校テニスコートのフェンス復旧工事及び給食所の進入路に係る崩落土撤去、伐採、土どめ等の災害復旧工事340万4,000円を追加するものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたします。

9ページをお願いいたします。

11款地方交付税は、一般財源所要額といたしまして8,542万9,000円を追加するものでございます。

13款分担金及び負担金、14款国庫支出金、15款県支出金、22款町債の特定財源につきましては、歳出においてご説明させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

なお、人件費の補正につきましては15、16ページに、地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書は17ページに記載してございます。後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で、議案第5号 令和元年度長南町一般会計補正予算（第5号）についての内容の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで、議案第5号の内容の説明は終わりました。

議案第6号の内容の説明を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

〔建設環境課長 唐鎌伸康君登壇〕

○建設環境課長（唐鎌伸康君） それでは、議案第6号 令和元年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算の内容についてご説明申し上げます。

議案書の34ページをお開きください。

議案第6号 令和元年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算について。

令和元年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和元年12月12日提出、長南町長、平野貞夫。

恐れ入りますが、別冊の長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）の1ページをお開き願います。

令和元年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところでございます。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,880万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,600万1,000円とするものでございます。

今回お願います補正予算は、本年10月25日の大雨により霊園内の法面が崩落したことによる災害復旧の経費を追加するものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして内容についてご説明申し上げます。6ページをお開きください。

歳入についてご説明申し上げます。

4款1項1目財政調整基金繰入金は財政調整基金から3,150万円を、5款1項1目繰越金では前年度の繰越金730万1,000円を、それぞれ追加させていただくものです。

次に、7ページをお願いいたします。

歳出についてご説明申し上げます。

2款1項1目霊園施設費の13節委託料につきましては、法面崩落に伴います樹木の廃棄物処理に係る委託料100万1,000円でございます。

15節工事請負費では、崩落した5カ所及び崩落により被災を受けた墓所17区画の復旧工事費3,780万円でご

ざいます。被災の状況といたしましては、崩落した法面は5カ所で、崩落の土量は約200立米程度になります。また、普通墓所13区画、特殊墓所4区画は、この崩落土により被災を受けたところでございます。復旧工事の内容につきましては、崩落土の撤去とあわせまして、被災を受けた墓所区画の復旧及び再発を防止する目的とする防護柵の設置を計画しているところでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第6号 令和元年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）について説明を終わらせていただきます。ご審議いただきまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで、議案第6号の内容の説明は終わりました。

議案第7号の内容の説明を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

〔産業振興課長 岩崎 彰君登壇〕

○産業振興課長（岩崎 彰君） それでは、議案第7号 令和元年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の35ページをお開きください。

議案第7号 令和元年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算について。

令和元年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和元年12月12日提出、長南町長、平野貞夫。

別冊の農業集落排水事業補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

令和元年度長南町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ190万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,307万3,000円とさせていただきます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるところでございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳出より説明させていただきますので、8ページをお開きいただきたいと存じます。

5款1項1目施設災害復旧費、15節工事請負費190万円の追加をさせていただきます。この内容は中継ポンプ施設災害復旧工事でございます。千手堂地先におきまして、10月25日の大雨によりまして中継ポンプの制御盤が浸水により故障したものでございます。その制御盤内部の電気設備を交換する工事費の追加をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございます。7ページにお戻りください。

7款1項1目1節では、地方公営企業災害復旧事業債190万円の追加をお願いするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第7号 令和元年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。ご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで、議案第7号の内容の説明は終わりました。

以上で、一括議題とした承認第1号から議案第7号までの内容の説明は終わりました。

お諮りします。

日程第5、承認第1号から日程第15、議案第7号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質問、討論、採決をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

日程第5、承認第1号から日程第15、議案第7号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては11時15分を予定しております。

(午前11時01分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時15分)

◎一般質問

○議長（松野唱平君） 日程第16、一般質問を行います。

一般質問に当たり、質問者及び答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

今定例会の一般質問通告者は6人です。本日は質問順位1番から5番までとします。

念のため、内容についてここで確認します。

質問者は質問席に移動し、要旨ごとに質問し、答弁者は自席で答弁します。質問回数の制限はありませんが、一度完結した質問事項は再度質問できません。制限時間は原則1人1時間以内とします。

以上です。

通告順に発言を許します。

◇ 大 倉 正 幸 君

○議長（松野唱平君） 初めに、8番、大倉正幸君。

〔8番 大倉正幸君質問席〕

○8番（大倉正幸君） 8番議席の大倉でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

今年も残すところ3週間弱となりました。今年は何か日がたつのがすごく長いような気がしまして、私たちの選挙は4月にあったわけなんですけれども、もうはるか昔に選挙したような気がしております。特に今年の後半は、台風15号、19号の風雨被害、そして21号の影響による豪雨ということで、土砂災害、浸水被害等々ございました。町長が冒頭にもおっしゃっていましたが、死者が2名、負傷者も出てしまいました。亡くな

った方にはお悔やみ申し上げますとともに、被害を被ってしまった方々にはお見舞いを申し上げたいと思います。

それに関して、消防団とか、あるいは女子プロゴルファーをはじめとしたボランティアの皆さんに大変お世話になったというふうに聞いております。感謝申し上げたいと思います。また、役場職員の皆さんにつきましても、休日出勤、それから残業等、大変ご苦労さまでございます。まだまだ復旧までは長い道のりがあるかと思いますが、お体に気をつけていただいて頑張っていたいただきたいと思います。

災害関連の質問に関しては、私の後、5名の皆さんがそれぞれの思いを質問していただけるというふうになっているかと思えます。私は、ちょうど6月の議会に避難所とか質問させていただいたんですが、今回は災害関係以外の件について質問させていただきたいと思えます。

まず、件名ですが、小学校の海外交流についてでございます。

本年6月22日の土曜日から27日木曜日まで、台湾の台北市にあります福林国小学校、現地読みだと「ふうりんこく」と言うそうですけれども、日本語読みで「ふくりんこく小学校」、児童が21名、保護者が9名、それから校長先生が途中で帰られてしまったんですが、校長先生が来校してございまして、中学校、小学校の生徒・児童との交流がありました。

学校での交流のほかにも、町のさまざまな皆さんのお力をおかりしまして、笠森寺の座禅体験あるいは袖風づくり、太巻きずしづくり、あるいは大多喜城での甲冑の試着体験など、さまざまな文化の体験をして帰っていただきました。私もなるべくそれぞれの体験に同行させていただいたんですが、皆さん大変喜んでいたというふうに私は感じております。このことにつきましては、教育長をはじめとして町の執行部の皆様にも大変ご尽力をいただいたところでございます。

この交流事業につきまして教育長はどのようにお感じになられたか、総括的なご意見を伺いたいと思えます。
○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） 大倉議員さんのご質問にお答え申し上げます。

本年6月に、台湾の台北市立福林国民小学校の校長先生、児童21名と保護者9名が来町され、長南小学校、長南中学校の児童・生徒と交流をしました。子供たちは、日本文化を学ぼうと本当に熱心に、そして意欲的な態度で本町の児童・生徒と交流を深めておりました。台湾児童との交流は、同じアジアの仲間であるという連帯意識と、身近な地域の友達としての友情を育み、意義深い交流であったというふうに考えております。

今回は、大倉議員さんをはじめとする地元の多くのガイドさん、また、通訳においては台湾からの留学生、あるいは現地企業の関係者、そういう方のボランティアの皆さん方の大変多くの協力をいただいて、うまくできたなというふうに思っております。また、町の支援も十分いただき、向こうにもとてもいい印象であった、機会であったというふうに聞いております。

ただ、今後、情報交換をする部分での難しさ、あるいは宿泊施設等の受け入れで、まだこれから交流するに当たっての課題は幾つかあるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） では再質問させていただきたいと思いますが、今回、5泊6日という長丁場で来ていただいたわけなんですけれども、その間、小学生ということだったんですが、体調を崩したりとか、そういう子供さんはいなかったんでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） 小さな子供ということでそういう心配は多少ありましたが、どの子供も明るく元気あふれる子供たちだということでございます。特に体調が悪くなったり、ホームシックになったような児童はおらず、すぐに打ち解けて、みんなと仲よく過ごしていたというふうに考えております。

やはり住む場所あるいは国は違っても、同じ年齢であること、あるいは同じ時代を生きているという共通性に、交流の意義を改めて感じました。この友情が将来国を越えて大きく育っていくような期待を強くしたところでございます。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） 特に体調を崩したりとか、あるいは精神的な面でホームシックとか、そういうこともなかったということで、よかったと思うんですけども、そういう面では、小学生といえども海外交流というのに何か意義があるのかなど、また、引率者あるいは受け入れ側がきちんと対応しておれば、小学生の子供でもすばらしい体験ができるのではないかとことでよろしいですね。そういう意味では、私の認識ともこれは共通したところがあるかと思えます。

それを踏まえて、要旨の2番ですけれども、今後の交流についてはどのようにお考えになっているのか、またそういう予定を考えているのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） 今後の交流ということでございますが、台湾の福林国民小学校のほうは今後とも本町児童との交流を強く希望しており、また、来年度も来たいというようなことで、さらなる交流を深めることを要望しておりました。一方、長南小学校でも、台湾は身近な国でございますので、本町の児童も訪問ができたらというような希望を伝えてきております。学校相互の継続的な相互交流を核にしまして、本町も国際交流を広めていけたらよいなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） 今度は長南町からも、できれば送りたいというようなお考えをお持ちということなんですけれども、その中で、私、通告したときにはまだわからなかったんですが、今回の補正予算におきまして、こちらから視察の金額を補正予算に計上してあるということです。その視察の内容について、どのような考えを持って視察に行くのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） 先ほどもお答え申し上げましたように、学校も先方も今後の交流をしたいということですので、そこを前提に私どもも考えております。今回の視察につきましては、今後の交流という、台湾訪問も含めて交流を目的にしておるところでございます。過日の教育民生常任委員会におきましても、委員の皆様方にご意見をいただき、一部計画の変更等も含めまして検討を進めておるところでございます。

現在のところ、2月の下旬に2泊3日で福林国民小学校を訪問させていただいて、安全性の確保あるいは研修視察プログラムの策定等、今後の児童派遣に向けての情報収集をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） 今回の補正予算、私はぜひとも賛成したいと思っておるんですが、その中でも、視察に行っていただきまして、本当に安全・安心なまちであり、学校であり、地域であるかどうか、あるいは小学生がそこに伺いまして、本当に小学生の、レベルと言ってはおかしいですけども、小学生がきちんと研修できるような地域、文化であるのか、その辺のところをしっかりと視察をしてきていただきたいと思います。

そういう意味では、先日の常任委員会におきまして、当初は1泊2日の予定ですという答弁をいただいていたわけなんですが、ほかの議員からも、それじゃ何も見てこれないだろうと、せめて2泊してきなさいよというような話が出ていたのを記憶しております。そういう意味では2泊3日、きっちりと視察をしていただければなというふうに思っております。

要旨の3ですけれども、今後の台湾との交流に関しての町の支援体制をどのように組んでいくのか、お考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） 今後の交流につきましては、現段階では、学校だけで実施すること、あるいはまた地域の人にこの交流事務関係をお願いするということについては、まだ現段階では課題があるかなというふうに思っております。そういう中で、今後は交流組織づくりあるいは活動などの推進に、いましばらく行政がリーダーシップをとりながら、いろいろな支援も含めまして進めていく必要があるというふうに考えておりますので、ご理解、ご協力いただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） 当面の間は町のほうでバックアップしていきたいというふうなお考えがあるということですが、それにつきましては、それなりに金銭的な面あるいは人的な面で町の支援が必要だということですが、特に金銭的な支援につきましては、町長のほうはいかがお考えかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 今回の小学校の海外交流につきましては、今回、台湾の小学校と長南小学校ということで、学校間の交流事業としてスタートしたわけでありまして、関係者のご支援をいただきながらの交流について

は、先ほど教育長からお話がありましたように、大変意義深いものであったというふうに聞いております。今後においても、両校においてさらなる交流を深めたいと、そういう思いもあるということも聞いています。

この交流というのは、児童にとっては国際感覚を身につける大変よい機会であるというふうに思っておりますので、私としては教育委員会と協議をしながら、継続的な相互交流にできる限り支援をしていきたいというふうに思っております。もちろん財政支援も含めての話であります。

以上です。

○議長（松野唱平君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） 町長、教育長ともに、私としては大変ありがたい言葉をいただいたと思っております。

中学校は、中学生が長い間オーストラリアとの交流をしているわけです。教育のまち長南町として、今後は小学生も、海外としては近場である台湾、同じ東南アジア地域というところで、末長く交流ができ、あるいはその後になるんでしょうけれども、姉妹校あるいは姉妹都市ですか、そのような方向に向かっていただければなというふうに思いまして、この質問は終わらせていただきます。

件名の2番、公共施設の新築工事について伺います。

今、私たちがおります役場本庁舎、この新築計画につきまして、昨年、執行部より計画案が提示されました。それを受けまして、昨年12月に議会側より意見書を出させていただいたところでもありますけれども、その後の進捗状況が私どもには伝わってきておりません。その後の進捗状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） それでは、私のほうから進捗状況につきましてお答えさせていただきます。

役場庁舎建設につきましては、平成30年12月7日付で議会より意見書をいただいたところです。本年の第2回定例議会の加藤議員の一般質問におきまして、議会からの意見をもとに複合施設、公民館建設の計画も考慮し進めていきたいと答弁させていただきました。また、第3回定例議会の議会全員協議会におきましては、複合施設、公民館の計画について、仲宿地先の計画候補地も含めて庁舎建設とあわせて検討していくこととなりました。

このことから、今後、2つの大規模事業でございますけれども、こちらにつきましては、まちづくり委員会の下部組織としてワーキンググループをつくって、場所の選定について検討を進めていくこととなりますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） ここでちょっと苦言を申し上げさせていただくんですけども、去年の12月に意見書を出しました。その後1年近く経過しているわけです。その間、この事業の計画についてはほとんど進んでいないというような状況だと思います。これに関しては全くスピード感がないと私は感じております。

役場本庁舎の件につきまして、私は1期目のときから何度となく一般質問させていただいております。耐震診断の数値、I s値という建物の強さをあらわす基準が、一般の建物ですと0.6以上必要だということ、この建物あるいは公民館は0.3にも満たないという数値が出ているわけです。その数値は何をあらわすかという

と、震度6強の地震がこの場所で起きた場合、この建物は崩壊あるいは倒壊、ですから崩れてしまうか、あるいは倒れてしまうかというような危険が十分にあるという評価なんです。そこで、私たちはのうのと仕事をしていた方がいいのかというように思っているわけですが、危機感をぜひ持っていただきまして、早急に両施設の建てかえを進めるべきだと私は常々思っております。

その中で、今答弁にありましたまちづくり委員会の下部組織として、これからワーキンググループをつくるということでございます。ワーキンググループというのは初めて聞いたんですけども、これは具体的にどういうものなのか。どういうメンバー構成で、どのようなことをいつまでに決めていくのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 今の大倉議員のご質問の中でのワーキンググループの内容でございます。

この12月1日付で、長南町役場庁舎及び複合施設建設に係るワーキンググループ設置要綱を策定いたしました。その目的につきましては、長南町役場の本庁舎と複合施設、これは公民館を指しているんですけども、その建設に関しまして課題を整理、検討するということを目的として要綱を設置したところでございます。

委員の構成メンバーにつきましては、20名以内ということで、第三者委員会である附属機関の防災会議、行政改革推進委員会、まちづくり委員会、地域公共交通活性化協議会、地方創生推進委員会、小学校跡地活用検討委員会、社会教育委員会、公民館運営審議会、青少年相談員、町役場職員などの中から委員を抽出選定した構成メンバーという形となっております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） 構成メンバーについては今お聞きしましたが、先ほどの質問の中で、それはいつごろまでに決めるのか、あるいは何をどこまで決めるのかということ、メンバー20人で果たして何をいつまでにやるのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 大倉議員さん、冒頭の関連の中で、今までずっと質問等している中でスピード感もないというような形で、大変申しわけなく思っております。そういった中で、またこういう台風災害等の中で、熊本地震みたいな関係で役所が潰れるというようなことを危惧しておられることと思います。役場はそういった場合の拠点施設となるものでございます。

そういった中で、今後この関係につきましては、まず場所の位置を決定しなくてはならないと思います。そういったことで、役場本庁舎の位置を具体的にどこにするのか。それと関連して、あわせて複合施設、公民館、そういったものの一体となつての場所の位置をまず第一義的に決めていくということで、現在では、今月の19日に第1回目の会議を予定してございます。

続いて、現時点でのスケジュール感といたしましては、第1回目を12月、第2回目を1月の下旬、第3回目を2月下旬というような形で予定してございます。そういった中で、3回の会議を開催する中で、建設の場所、

それが決定しないと、なかなかそこから先の具体的な検討に進んでいかないというようなことを認識してございますので、そういった中でワーキンググループとしての結果が決まれば、また2月定例議会等で報告等できればというふうなスケジュール感でおります。

以上です。

○議長（松野唱平君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） スケジュール的なことはわかりました。果たして3回で結論が出るのかどうかというのは、ちょっと私もよくわかりませんが、早く結論を出していただきたいと思います。

またその中で、20名の構成員がいるということですが、その中に建築に詳しいようなメンバーの方がいるのかどうかわかりませんが、もしないとしたら、そこに建築技術者を、メンバーでもいいですし、またはその会議にオブザーバーに入れていただくことも、私はいんじゃないかなというふうに思っております。そこで技術者の有効な助言をいただきながらの会議の進め方ということをぜひお願いします。

それから、今、課長のほうから熊本地震というお話がありましたけれども、熊本地震の後、熊本地方では大分官公庁の建物が被災したわけなんですけれども、その後に国のほうから、本庁舎の建て替えにつきましては補助金が出ますよというような話が、大分前にあったかと思っております。当初の計画だと、もう既に期限切れになっているんじゃないかと思うんですけれども、その辺の国の補助金というのは今現在どういう状況なのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） 当初、そのものについてはお金を借りて起債ということで、それに対して2割程度の交付税措置ということで話がありました。現在聞いているところによりますと、経過措置として、令和2年度までに実施設計に着手、契約ということになるかもしれませんが、そうした事業については、令和3年度以降も同様の地方財政措置を講じるということでの話は聞いているところです。

以上です。

○議長（松野唱平君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） 来年度に実施設計を着手すればいいということでもよろしいんですね。そうなりますと、来年度途中までに基本設計ができれば、年度内に実施設計を発注するというのも可能かと私は思います。ぜひ国からの支援もいただきながら、この事業は進めていただきたいと思いますので、先ほど申したとおり、今後はスピードアップしていただいて、この事業につきまして進めていただきたいと思います。

また、要旨の2番として、執行部提案の再考についてという要旨にさせていただきましたが、私自身は、去年の執行部案、これは配置計画がいいと考えております。残念ながら全員協議会の中で多数決の結果によって、現本庁舎の位置が好ましいんじゃないかという意見書の内容になってしまいました。私は残念で仕方ないんですけれども、これを再度、保健センターの隣につなげて建てたほうがいいのかという考えをつくらせていただいた設計者に意見等を聞く機会を私は設けていただきたいと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） ただいまのご質問ですけれども、当初提案させていただきました保健センターと接続して本庁舎を建設する案について、基本方針の策定業務を行った設計者から説明できないかとのことでございますけれども、こちらにつきましては、議会からの申し出があれば設計者からの説明は可能と考えますので、設計条件とか法令上の諸条件、配置等の説明をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） 知ってのとおり私も建築士の端くれなんですけれども、この場所で保健センターと郷土資料館を残し、あとは何もないという敷地の設定条件、そこで本庁舎をどこに建てましょうかというような配置計画を考える場合、私でも保健センターの隣が望ましいというふうに思うんです。

当時の全員協議会では、どこが入り口かわからなくなっちゃうよとか、公民館に隠れちゃうよとか、いろいろご意見が出たわけなんですけれども、配置計画だけでなく、工事中の職員の仕事のやり方につきましても、現庁舎を使いながら新築工事ができるわけです。その辺のところ、再度、保健センターの隣という考えをもう少し深くみんなで考えていければなというふうに思っております。

その中で、今、議会からの申し出があればというふうな答弁がありましたので、議長にはぜひ再度全員協議会を開いていただきまして、専門家の意見というのをもう少し詳しく聞いた上で、議会側からの再度の意見書という形を私はとっていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

では、要旨の3番ですが、これはちょっと私のとっぴな考えかもしれませんが、公民館との複合施設について述べさせていただきます。

町長のお考えは、最近までのお考えですけれども、最近までというか、町長の現在のお考えでしょうけれども、町なか仲宿に、渡邊辰五郎先生の生誕地である場所に、公民館と記念館を含めた複合施設、公民館を建てたいというふうなお考えであるかと思っておりますけれども、私は、今現在あるこの場所に本庁舎と公民館をうまくつなげて、一体として使えるような、違う意味での複合施設をつくったらいかかかなというふうに思っております。

確かに公民館が、その昔、ここに新しい公民館ができる前は、現在の保育所が公民館であり、私も小さいときにあそこで、文化祭のときだったでしょうか、ウルトラマンの着ぐるみを着たのが出てきたのをまだ記憶しているんですけれども、あそこは公民館であったということで、今度もあの場所に公民館の計画があるんだよというところで、地元の人たちも歓迎している方も確かにおります。私も地元の議員ですから、その人たちの言葉をむげにはできないわけなんですけれども、それでもやはりこの地域を、俗に言うコンパクトシティというんでしょうか、小学校、中学校を含めて、文教施設、行政施設としてのひとまとまりの地域というふうに考えたほうがいいのではないかと考えておるんですけれども、その辺、本庁舎と公民館をつなげた複合施設という考えはいかかかかなというところで、ご意見を伺いたいと思っております。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） 先ほど答弁させていただきましたけれども、複合施設、公民館ですね、この建設候補地も再検討していくこととなります。今後、まちづくり委員会の下部組織として、役場庁舎とか複合施設、

公民館、その建て位置につきましても検討していただくこととなりますので、そちらのワーキンググループによって検討していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） ではそのワーキンググループに、ある議員からの発想があったということでも結構ですので、今ある本庁舎、この周辺は駐車場、それで保健センターの隣に本庁舎を建てる。それにつなげるように公民館を、今の玄関の向きを真逆にしまして駐車場側に玄関があると。そうしますと、一つの広い駐車場から公民館、役場、そしてできれば資料館、そこに直結できるような、そういう施設をこの場所でやっていただくと、長南町でも文化祭、フェスティバルのときなんかの使用形態も非常によくなるんじゃないかと私は思っております。

また、一体で建てた場合は、もちろん予算とか工期とか、そういう部分でもメリットがあるというふうに考えております。その辺のところをワーキンググループに、ぜひ私の意見を尊重していただけるようお願いいたしまして、早く経済的に使い勝手のよい公共施設をつくっていただけるよう要望しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（松野唱平君） これで、8番、大倉正幸君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開につきましては午後1時を予定しております。

(午前11時57分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◇ 丸 島 な か 君

○議長（松野唱平君） 次に、11番、丸島なか君。

[11番 丸島なか君質問席]

○11番（丸島なか君） 皆様こんにちは。11番議席の丸島なかでございます。議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問をさせていただきます。

まず、1点目の防災・減災対策についてお伺いをいたします。

今年は3度の台風に見舞われ、甚大な被害を受けました。最初の9月9日の台風15号は、いまだかつてない強風で、倒木により町内ほとんどが停電となりました。10月25日の台風21号による豪雨につきましては、短時間に313ミリもの大雨が降ったので、河川は氾濫し、山崩れ、土砂崩れが多数発生し、お二人の尊い命が犠牲となってしまいました。心よりお悔やみを申し上げます。また、家が全壊、半壊、また床上・床下浸水等、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入っていきたいと思っております。

1点目として、防災・減災対策について。

その1、自主避難場所の再点検をということで、避難場所全てが安全なのでしょうか。町として町内6カ所

の避難場所がきちんと設置され、周知をされております。今回の台風21号の大雨による避難場所は、旧長南小学校は避難所を開設したものの、冠水が見込まれるとしてすぐに閉鎖をされました。また、豊栄小学校については、国道、町道とも冠水したために職員が現地に到着できずに、開設を断念した経緯があります。また、体育館は雨漏りがひどく、3分の1ぐらいしか使用できないとの声も聞いております。

このような状態で、安全性についてどのように調査、把握しているか。今回は豪雨でしたが、いつ起こるかわからない地震災害など、いろいろな災害があると思いますので、今後見直しを検討されているかどうか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） それでは、お答えさせていただきますが、町の地域防災計画におきまして避難所として6カ所、福祉避難所として1カ所を指定しております。今、議員言われたとおり、10月25日の大雨の際は、旧豊栄小学校につきましては道路冠水により職員が到着できず、避難所開設には至りませんでした。また、旧長南小学校につきましては、開設したものの道路冠水のおそれが出てきたため閉鎖をいたしました。旧豊栄小学校体育館につきましては、雨漏りにより全面を使うことができませんでしたので、今後備えまして修繕をしていきたいと考えております。

今後は、周辺の安全性も考慮して避難所を設置し、施設については定期的に安全性を確認し、避難所として開設できるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 修繕をしていくということで、よろしく願いをいたします。

大雨のために防災行政無線が聞こえない、また、こだましているために何を言っているのかわからないという、そういう声もございますけれども、このことについては検討はされておりますでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） 防災行政無線につきましては、避難所の開設、防災情報を防災行政無線でお知らせしているところでございますが、現在は、防災行政無線、また町のホームページを活用しているところで。

防災行政無線の屋外子局につきましては、大雨とか暴風時には聞き取りにくいとは思われます。今後は、携帯電話への情報発信も検討しているところですが、高齢者の方には、ホームページや携帯電話というツールですと使用できないという話も少なからずあると思いますので、やはり町で無償貸与している戸別受信機がいいのではないかと考えます。

そこで、防災対策の基本であります自助になりますが、防災意識を高める意識からも、常日ごろから防災行政無線の通信状況の確認と、電池の交換は利用者の責任において行っていただき、いざというときに備えていただければと思っております。町としては速やかに、かつ的確な情報発信を努めてまいります。

なお、こだましているということですが、こちらにつきましては早急に調査をさせていただきたいと

思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） こだましているというのは、この大雨のときもそういう声もありましたけれども、平時でも、私もこの間、近隣を歩いておりましたら、ちょうど2時50分ぐらいになると、町の子供たちの見守りということで流してくださっているんですけども、それがこだましちゃって、今日みたいなどてもいいお天気の日だったんですけども、何かすごく聞こえづらいというか、そういうこともございましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、2番目の女性の視点からの防災対策についてのほうに移っていききたいと思います。

防災対策に女性の視点が反映されているかお伺いをします。これまで防災対策というと、防災を専門とする研究者や警察、消防を中心とした行政の関係者の意見を聞いて、役場の担当課が中心となり、その計画をつくってきたのではないのでしょうか。しかし最近では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等では、もっと男女のニーズの違いに対応した防災・減災対策が必要とされております。避難所での着がえや支援物資の衣類等にも、男女双方の視点を十分に配慮することが必要だったのに、男性の考えだけで多くのことが進められ、いろいろ支障が生じたということもお聞きをしております。

そこで、我が町の6カ所の避難所について、女性の視点が十分に反映されたものになっているとお考えか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） 女性の視点からということですが、女性の視点に立った避難所となっているかという点、不足しているものはあると感じております。現在、段ボールでの間仕切りが各避難所に配備されておりますけれども、女性が安心して授乳や着替えができるような物資については配備されておきませんので、今後は、女性や乳幼児などにも配慮いたしまして、計画的に備蓄品を整備していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） よろしくお願いをしたいと思います。

また、現在、町での防災会議の委員というのは25名いらっしゃるということでございますけれども、この25名中、女性の防災会議委員は2名ということで伺っております。この女性の配置を積極的に加入促進する考えが必要ではないでしょうか。そういうふうには思っておりますけれども、町のほうはいかがお考えでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） 女性の登用に向けまして前向きに検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） ぜひ女性をふやしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

先ほどとちょっとかぶるかもわかりませんが、液体ミルク、これは防災備蓄品にとお願いしておるわけでございますけれども、今回の災害で、12月6日付で50の自治体が備蓄したということをお聞きいたしましたが、町は液体ミルクを防災備蓄品に加える考えはないのかどうなのか、この辺をお伺いしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） 液体ミルクの備蓄につきましては、保存期間が約1年程度ということで短いために、備蓄ではなくて、製造元とか取扱業者等から直接調達できるかということを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 睦沢町とか長柄町ですか、液体ミルクを備えるというようにお話も聞いておりますけれども、長南町においては製造元から直接ということで、前向きによろしくお伺いしたいと思います。

それでは、3つ目の災害弱者への対応について移っていききたいと思います。

避難に援護が必要な方を把握しているということをお聞きしております。1人では避難できない高齢者や障害者など、避難行動要支援者をどう守っていくのかについてお伺いをいたします。

私がお聞きした話では、大阪府豊中市の例を紹介させていただきます。昨年6月に起きた大阪府北部地震の際に、豊中市では、要支援者全員の安否確認を発災からわずか4時間で完了したということをお聞きしました。市の地域福祉計画というものがあまして、災害時要援護者対策というふうに位置づけて、まず、平常時と災害時が連動した実効性ある支援体制の構築を目指したということであるそうです。そのポイントは、住民の福祉委員会及び民生委員などが日常の活動を地道に行っているということだそうです。高齢社会の平時であれば福祉施策ということで、いざ災害が起こると防災・減災対策になるという関係だそうですので、この関係を豊中市に見習いまして、長南町でも構築してほしいということでございます。

そこで、避難行動要支援者を守るために、町として、平時は福祉、災害時は防災という関係をどのようにして構築していくのか、その辺をお伺いしていきたいと思っておりますので、よろしくお伺いをいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） それでは、避難行動要支援者を守るためにということでございます。それは、民生委員さんは日ごろ訪問活動しながら、担当する地域住民からの生活上の困り事や心配事に対しての身近な相談相手として、その課題が解決できるように必要な支援へのパイプ役として、行政と連携し、支援活動をしていただいているところでございます。

このたびの台風15号や19号、また豪雨の災害時には、日ごろから備えてあります要援護者名簿をもとに、自主的に各要援護者の家庭を訪問するなど、状況や安否の確認を行いまして必要な支援が行われておりました。停電が続いたときには、非常食を配布するなどの活動も積極的に行われておりました。またさらには、川沿いに居住しているひとり暮らしの高齢者の方に同行し、一緒に避難所で過ごしていただくなどの支援も行ってくださった民生委員さんもおりました。

このような活動から見えるものは、日ごろから要援護者と民生委員さんとのつながりや信頼関係が構築されているからこそ、災害時にこのような支援ができるのではないかと考えます。お願いいたします。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） とてもすばらしいことだと思います。

私もちょっと聞いたお話ですと、今回の大雨では、高齢者のひとり暮らしの方は本当に心細くて、民生委員さんに何度もお電話をして来ていただいたとか、また、一般のご婦人の方ですけれども、1人の高齢のひとり暮らしの方に、危ないから避難所に行ったほうがいいですよと何回も声をかけに行ったそうなんですけれども、うちが一番いいんだということで、一切その声かけにも言うことも聞かずに、そのままうちにいたそうなんですけれども、その方いわく、今度このようなことが起きたら一緒に避難するしかない、そういうふうにお話をされておられました。

本当に私も頭が下がるなという思いでそのお話を聞いておりましたけれども、民生委員さんの方、また、多くの方たちがそういうふうにやっていたという事は、本当にありがたいことだなというふうに思います。

それでは、次に移っていききたいと思いますけれども、次の災害弱者のための福祉避難所の件でございますけれども、福祉避難所の整備とかというものはどのようになっているのか、きちんと整っているのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） 福祉避難所の施設はどうかということですが、町の地域防災計画では、福祉避難所として改善センターを指定していますけれども、まず通常の避難所5つを開設して、その避難された方のニーズに応じて、避難所の中でできるだけ対応するようにしています。福祉支援は広範囲に及んでいろんなことが想定されますので、今後、支援可能な内容を調査検討して、その検討結果を踏まえた中で、必要な施設整備を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 福祉避難所といいますと、障害者とか妊婦さんとか小さいお子さんとか、10人に1人ぐらいの面倒を見る方が必要だとか、車椅子はもちろんのこと、ストーマとかいろんなことを用意しなくちゃいけないというような、そういう決まりもあるらしいですので、ぜひとも今後またよろしくお願いをしたいと思います。

被災者も弱者という観点から伺ってきたいと思います。

去る10月25日の台風21号によって、町内では床上浸水が67棟、床下浸水79棟という被害がもたらされました。被害の集中したのは特に長南、豊栄方面であったと思います。町内であっても、地形も違えば雨の降り方も地域によってかなりの違いがあります。

家が全壊と認定されれば、基礎支援金100万円と、住宅再建する場合は200万円加算され、300万円が支給されるということで、大規模半壊と認定されれば基礎支援金が50万円、補修による再建には100万円の支援金が

加算されます。床上浸水すれば畳はだめになり、泥水に浸った家電製品や家具の多くも使い物にならなくなります。経済的な大きな損害が発生してしまいます。家財を対象とした火災保険は古くからあります。しかし、全壊と大規模半壊しか適用対象とならないということで、とても残念でなりません。

町民の生命と財産を守るのが町政の務めだと、こういうふうには思っております。家財も財産です。浸水被害、家屋への支援に、今後どう向き合い、町民の財産をどう守るのか、せめて床上浸水まで対象にすべきではないでしょうかと思っておりましたけれども、今回、町独自として補助制度が創設されたということをお聞きいたしました。ここで順次伺っていきたいと思います。

まず最初に、罹災証明書と被災証明書、これは現在町として何件ぐらい申請があったのかお伺いをいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、鈴木隆生君。

○税務住民課長（鈴木隆生君） それでは、家屋等に被害を受けられた方に対する被害の状況を証明する罹災証明書及び被災証明書の発行件数についてお答えさせていただきます。

12月6日現在、台風15号で罹災証明書を発行した件数は104件、被災証明書を発行した件数は22件でございます。また、10月25日の大雨による罹災証明書の発行件数は104件、被災証明願の発行件数は62件で、台風19号で発行したものを含めた罹災証明書の発行件数は230件で、被災証明願の発行件数は86件となっております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 物すごい数の証明書が発行されたということでございますけれども、屋根とか外壁とか、住宅等が大雨や強風により損傷した場合の支援制度のことをお伺いしたいと思いますので、よろしくお伺いをいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 被害に遭った住宅の再建や修理、その支援策について回答させていただきたいと思っております。

初めに、質問にありました被災者生活再建支援法に基づく支援制度です。住宅の被害の程度に応じて支給される基礎支援金と住宅再建方法に応じて支給される加算支援金が支給されます。質問にもありましたが、居住する住宅が全壊した場合は、基礎支援金として100万円、また住宅を建設する場合など200万円が加算支給金として、最大300万円が支給されるものです。

次に、災害救助法に基づく応急修理制度です。住宅が準半壊、半壊の被害を受け、生活することができない場合、応急的に修理すれば居住が可能となり、かつ被災者の資力が乏しい場合において、町が必要最小限の修理費を直接施工業者に支払う制度があります。その上限額でございますが、罹災証明の罹災程度の判定区分が準半壊の場合、上限が30万円、半壊の場合は上限額が59万5,000円となります。

次に、今回、町で新たに創設した長南町被災住宅修繕緊急支援事業補助金といたしまして、令和元年の台風

15号から令和元年10月25日の大雨による一連の災害によりまして住宅の修繕をする方に対しまして、修繕費の一部を補助する制度がございます。補助金の額でございますが、住宅の修繕費用の2割で上限額は50万円です。ただし、応急修理制度を受けた場合はその額を引いた額となっているところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） いろいろ補助が出るということをお聞きいたしましたけれども、例えば畳一枚、畳を補助金の対象としていただければありがたいというような、そういう声もございますけれども、畳についてはいかがでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 先ほどお答えいたしました長南町被災住宅修繕緊急支援事業補助金でございますけれども、この制度は国・県の補助事業を活用して創設しているところでございます。補助の対象範囲といたしましては、災害救助法に基づく応急修理制度の基準に準拠していることから、ご質問の畳のみの入れかえだけでは補助の対象とならないとして、県からも指導を受けているところです。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 畳とともに床も一緒にやる場合は大丈夫ということですよ。念のため。

○議長（松野唱平君） 建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 説明が少し足らなかったんですけれども、床の修繕を伴う畳の入れかえ等につきましては、必要最小限ということで補助の対象となるというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） わかりました。

それでは次に移りまして、農業被害がかなりあったようなんですけれども、田畑、畦畔、法面の決壊被害への補助等は、これはどのようになっているのか、念のために伺わせていただきます。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、高德一博君。

○農地保全課長（高德一博君） それでは、農地の被害につきまして答弁をさせていただきます。

農地の被害につきましては、従前より、農林業振興補助金等交付要綱の中にございます農地・農業用施設小規模災害復旧事業等補助金によりまして、対応をさせていただきたいと考えておりまして、こちらにつきましては、事業費10万円以上の経費につきまして30%の補助、補助金の限度額は12万円となっておりますのでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） ありがとうございます。

それでは、いろいろあるんですけども、今回、山崩れ、土砂崩れが非常に多かったわけですけども、この土砂の撤去についてはいかがでしょうか。お伺いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） それでは、山地の災害の支援の対応ということでお答えさせていただきます。

10月25日の大雨では、町内各所に土砂崩れが発生いたしまして、山地等から住宅敷地内へ土砂の崩落が、町の調査結果では199カ所となったところでございます。

町では、この甚大な被害状況から、被災者の負担を軽減し、安定した生活再建を支援するために、土砂の撤去を行う費用の一部を補助する要綱の制定をさせていただいたところです。補助の内容は、10月25日の大雨による被災を対象といたしまして、居住している住宅敷地内の土砂を撤去する方に補助金を交付するものでございます。土砂撤去費用が5万円以上のものを対象に、補助率は撤去費用の30%、補助金の上限額は30万円とさせていただきます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） ありがとうございます。

それでは、今回の台風15号については、強風が吹き荒れて、道路沿いにある杉の木や雑木などがなぎ倒されて、電柱や電線を直撃して停電が長く続きました。このことについて、平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立、公布されました。このことは、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、国民一人一人がひとしく負担を分かち合って、森林を支える仕組みとして創設されたものということで、行政は、自分で管理するのか、業者に依頼するのか調査することになっているということを伺いましたけれども、この森林環境譲与税を使って伐採等をやっていたらどうか、この辺を伺いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） それでは、お答えをさせていただきます。

森林環境譲与税基金を使用して森林整備を実施することは、本来の目的でありますから使用は可能でございます。しかし、本町の森林、人工林につきましては面積が569ヘクタールございますので、この森林の整備は今ほとんど進んでいない状況でございます。ですから、森林環境譲与税基金を使用してこの人工林の整備を進めたらどうかと考えております。

ご質問の電線近くの樹木の伐採につきましては、国の補助事業であります森林整備事業の重要インフラ施設周辺森林整備事業というものが新設されましたので、町といたしますと、この新設された事業を使って電線近くの樹木の伐採を進めたらどうかと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） わかりました。ではよろしくお願ひをいたします。

それでは、広域的対応についてということで、台風21号による大雨で、道路、河川、山崩れ、林道被害の合計数は487カ所、また田畑、水路等は238カ所というふうになっております。このような気の遠くなるような数が崩落したわけですので、町内の業者のみですと、五、六軒しか業者がないというふうになっております。皆様の声として、電話でお願いしても順番待ちでいつになるかわからないとって途方に暮れている方も多くおられました。そのままにしておけば、いつまた大雨が降り、次の土砂が来るかもわからず困ってございました。

私は、9月10日に台風15号被害に対する支援についての要望書を平野町長に提出をさせていただきましたが、隣接する自治体間で連携を密にするというような文言も含まれていましたが、土砂崩れ等の後片づけは町内のみの事業者では間に合わないのであれば、広域的対応はとれないものなのか、お考えを伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） お答えさせていただきます。

基本的には道路、水路等の土砂撤去につきましては町の対応、裏山の土砂撤去については個々に業者に依頼するなどの対応になると思います。町内の業者は限られておりまして、茂原市、また長柄町でも同様に被災されている方がいらっしゃいますので、業者への依頼は大変厳しい状況ではあると考えております。

町といたしましては、このような状況を踏まえて、災害協定を締結しております町内の建設業組合や町ガス事業組合に応急対応をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） わかりました。

町内の建設業組合やガス事業組合の方に協力をいただいているということで、土砂が来て、川が、水が流れないところをいつの間にか来てやっていただいて、とてもありがたかったという、そういううれしい声も聞いておりますけれども、例えば町内だけでなく、今回は長生郡の中でも茂原市、長南町、長柄町がすごく被害が大きかったわけですけれども、被害の少なかった浜手といいますか、そういう町村と協定を結ぶとかという、そういうのはできないものなのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） 町外というか、被害のなかった町村からの業者の依頼ということになるかと思えますけれども、町内の建設業組合が、県の組合の長生支部とかというものがあるようです。ですので、そういうところからの声がけもできるのであれば、やっていければなということ考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） ぜひ聞いてみて、よろしくお願いをしたいと思います。

今回の3度の台風災害において、今まで経験したことのない風水害に遭ったわけですけれども、この体験を次に生かしていきたいという、そういう思いで、生活再建に向けてバックアップしていけたらとの思いで、る質問をさせていただきましたが、平野町長、役場の職員の皆様をはじめ、地元消防団、区長さん、民生委員

さん、またボランティア団体、老人施設のお風呂の提供など、多くの皆さんのおかげで復旧・復興が前に進んでおります。また、今回被災された皆さんに支援制度が創設されたことは大変すばらしいことだと思います。今後とも復旧・復興に引き続きよろしくお願いを申し上げまして、この質問を終わらせていただきます。

次に、ワクチン再接種についてお伺いをしていきます。

がんの治療等でワクチンの抗体を失ってしまった子供たちのワクチン再接種について伺います。

全国的に年間2,000人から2,500人の子供が小児がんと診断されておるそうですが、ワクチン再接種の助成についての町の現状と町の見解について伺ってまいります。

小児がんの治療で骨髄移植手術等を受けると、定期予防接種、ワクチンの抗体は失われてしまいます。また、抗がん剤などの化学療法によっても抗体をつくる細胞は少なくなり、過去に受けたワクチンの効果が失われることはあり得るということを知っております。

こうした小児がんの患者を対象に、再接種の費用を独自に助成する自治体が90に上ることが、昨年7月の厚生労働省の初めての全国調査の結果わかりました。その調査結果によりますと、昨年7月時点で、全国1,741の自治体のうち、新潟市や名古屋市など約5%に上る90の自治体が公的に助成をし、うち28自治体は全額を補助しておるということです。さらに、助成を予定しているのが83自治体、検討中も238自治体とのことでございます。

小児がんの年間発症数は、全国的に2,000人から2,500人と少ないわけですが、がんは子供の病死原因第1位となっているとのことでございます。長南町において、小児がん等により免疫を失って、予防接種の再接種が必要な子供さんはおるのかどうか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） では、私のほうからお答えをさせていただきます。

現在、小児がん等によりまして免疫を失って、予防接種の再接種が必要な小児に関しましては、本町におきましては現在確認がとれている範囲ではおりません。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） いないということですが、順次聞いていきます。

子供のころに接種するように国が規定している予防接種は何種類ぐらいあるのか。ワクチンの種類によっては複数回接種が必要なものもあるかと思いますが、仮に全ての抗体を失ったとして、全額自己負担で再接種を行った場合、費用はどのくらいかかるのか、お伺いをいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） それでは、最初のご質問ですけれども、国が定めている小児の定期予防接種が何種類あるのかということですが、小児の定期予防接種につきましては、B型肝炎ですとか、ヒブ感染症等のほか、女性特有の疾病でありますヒトパピローマウイルス感染症等、13種類の疾病を対象としておりますが、4種混合ワクチン等、一度に複数のワクチンを接種する場合もあり、混合ワクチンを1種類と数え、

通常の接種スケジュールで行いますと10種類になります。

次の質問ですけれども、仮に全ての抗体を失ったとして、全額自己負担で定期予防接種の再接種を行った場合、費用はどのくらいになりますかとのご質問ですが、定期予防接種の扱いとしましては一度しかできませんので、同じものを再度接種する段階で任意予防接種の扱いとなってしまいます。任意予防接種の場合は、各医療機関で接種料金が異なりますが、千葉県内の定期予防接種相互乗り入れ事業の料金表をもとに算出をいたしますと、先ほどお答えしました10種類で税込み31万9,517円となります。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 32万ぐらいかかるということで、町で再接種費用の助成を実施するとした場合、対象者にはどのように周知をしていくおつもりなのか、その辺をお伺いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） こちらに関しましては、現在、本町において対象者がおりませんので、対象者のほうから相談がありましたら、個別に対応させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 治療により抗体を失った場合とは別に、小児がんや心臓疾患等の長期間かかる治療で、定期予防接種の対象年齢内で予防接種ができなかった場合もあると思っておりますが、こうした場合の対応はどのように考えておりますでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） それでは、お答えさせていただきます。

小児がんですとか心臓疾患等、長期にわたりまして療養を必要とする病気にかかった場合など、特別な事情があった方につきましては、国の定めます定期予防接種実施要領によりまして、その特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間、定期予防接種の対象となることができます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） わかりました。

長期療養者のための定期予防接種はどのような患者を対象としているか、これを伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 対象となります長期にわたり療養を必要とする疾病につきましては、悪性新生物や血液免疫疾患、神経筋疾患等12分類に分かれております。細かい病名にしますと、白血病ですとか再生不良性貧血等、124種類の免疫機能を抑制するなどの治療を必要とする疾病が対象となっております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 長期の療養者の定期予防接種は、今までに接種している方がおりますでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 過去3年間を確認したところ、本町におきまして該当者はおりませんでした。
以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 小児がんになり、そして本当につらい治療に耐えて頑張って乗り越えたとしても、今度はそのことにより、逆に定期接種で一旦獲得した抗体を失い、しかも小児がん自体の治療後の再発や晩期合併症に対して対処するために、子供さんの成長とともに長期にわたる診察と治療が必要になってくるということでございます。また、病気と闘うご家族の中には、後遺症や再発、健康面の不安もさることながら、入院や治療中、治療後の長期にわたるケアがどうしても必要になってきます。これらの経済的な負担が重くのしかかっているご家族もあると聞いております。

私は、せめて小児がん治療で抗体を失った子供さんへのワクチンの再接種費用の助成制度を創設して、病と闘うお子様とその家族に支援の手を差し伸べるべきであると考えますけれども、町の考えを伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 先ほどもお答えしたものと若干内容が重複しますが、該当者が出た段階で、町のほうは、要綱をつくって対応していくことになろうかと思えます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 長南町にこういう子供さんがいないということで安心はしております。でも、私の親戚にも6歳の子が3年ぐらい患って、小学校に入学する予定だった半年くらい前に亡くなってしまい、家族も大変つらい思いを余儀なくされておりました。幼い兄弟、姉と兄は、弟が入院をしてお母さんは付き添っているので寂しい思いをしたりと、このような経験をした家族を実際に身近で見えました。

3年はいないんですよということでございましたけれども、もうちょっと前なんですけれども、聞くところによると、今はいらっしゃらないということで、もしそのようなお子さんが出た場合には、ぜひともスピード感を持って対応をお願いして、質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（松野唱平君） これで、11番、丸島なか君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては2時5分を予定しております。

(午後 1時51分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時05分)

◇ 板 倉 正 勝 君

○議長（松野唱平君） 次に、9番、板倉正勝君。

〔9番 板倉正勝君質問席〕

○9番（板倉正勝君） 一般質問の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。9番、板倉です。

それこそ先日からの台風災害、15号におきましては、強風により被災された方、東地区では屋根瓦等が飛んで、被災された方もかなり多いと思います。19号におきましては、皆さんが思ったより軽い台風であったのかなど。最後に来ました21号に伴う豪雨ということで、長南町はかなりの被害をこうむったということもございまして、今、丸島議員からも災害についての質問がございましたけれども、2名の方が亡くなられたということは、長南町でもいまだにこういうのは例のないことなのかなと思います。ましてや、私の地元の豊栄地区で2名の方が亡くなられたということは、私も地元の議員といたしまして、本当に質問に際しても、災害に対してどうなのかなという気持ちでさせていただきます。

2名の方には心よりご冥福をお祈りします。また、被災された方におかれましては、お見舞いを申し上げる次第でございます。

21号の豪雨におきましては、豊栄地区は水害ということで、床下・床上等かなりございました。そういった中で、今回は役場の職員の方々には多大なる尽力、すばらしい働き方をさせていただいたのではないかと。15号からまだ完全に復興しきれない中、21号と、9月から12月、まだ残っているところだと思います。その中でも、日曜日また祭日、夜間という中で、職員の皆さん方、本当にご苦労さまでした。この後も集計がまだ完全ではないと思います。そういった中で本当にご尽力ありがとうございました。それとともに、今回は今までになく、消防団員の方々のボランティア活動で、水害に遭った人たちが早く回復できたのかなという思いもございます。

それと、災害ごみの、旧豊栄小学校におきまして、この間も新聞に載っておりましたけれども、被災された方から39万の現金が置いてあるのを、消防団の方がボランティアで運び出した中で、そのお金も分別回収の中で業者が拾ったのはいいんですけども、それを警察に届けようということでしたら、業者さんの友達がそれは届けろという話もございまして、その中で本人は持ち逃げしたということで、この間、新聞等で事件がございましたけれども、皆さん、それは私が言わなくてもわかっておると思いますけれども、そういった中で、災害につきましてはまだまだあと残りがいっぱい、年内中にどうなのかということもございます。そういった中で質問に入らせていただきます。

まず最初に、災害対策について、防災訓練のあり方、また実施方法について、今までは年1回の防災訓練が町内で行われておりました。その中で、今になってみますと、区長さん、あと区の役員の方、二、三名程度が出て、練習、訓練に参加していたということもございます。その中で、私は豊栄地区でありますので、地震のときはそういう訓練でもいいのかなど。でも、こういう水害は、うちの地区にとっては切っても切れない問題に入っておりますので、そういったところで、各4地区で防災訓練をしていただいたほうが、これは町に強い防災対策についてだと私は思います。

これは、宮崎君からの思いで、私も余り細かいことまで言えませんが、そういったところで、水害で高齢者もある程度来て、少しは訓練に出て、わかってくれたほうがいいのかということもありますので、総体的な町一つの訓練じゃなくて、各4地区いろいろな色があると思います。西区におきましては今回も大分崩落

が起きまして、家屋とか倉庫、建ったところに大分土砂に埋もれているところもあると私は思っております。西地区は西地区で、そういうときに、どのぐらいのときに避難していいのかという訓練も大事なのかなど。避難所については、旧西小学校のマイナビさんが最高の避難場所、ほかにはないような避難場所ということでありますので、あれは切っても切れない避難所だと私は思っております。

東地区は平坦なところで、災害が少ないところだなと。ただ風に弱い地区なのかなというように私は思っている次第です。長南地区におきましては、水害も起きるし崩落も多いと。坂本地区では大分崩落で、うちが倒壊したところもございます。そういったところで、各地、やっぱり災害に強いような避難訓練ということもひとつ私はやってもらいたいということで、それについて答弁をお願いしたいということで、お願いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） それでは、お答えさせていただきます。

防災訓練につきましては平成8年度から実施しておりまして、これまで23回実施して、毎年少しずつ訓練内容を変えながら、今年度も10月27日に予定しておったところでございますが、10月25日の大雨によって中止とさせていただきますところではございます。

議員のおっしゃるような地区ごとに防災訓練の実施をすれば、高齢者の方も参加がふえるのではないかと思います。過去には小学校区単位で実施したこともございます。今後、今回の大雨被害の教訓も踏まえ、地震の被害想定だけではなくて、大雨による避難などを訓練内容に加えた、旧の小学校区単位での実施を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） 防災訓練につきましては、地震災害のときにかかわらず、今回の教訓といたしまして、私も65年ばかり地元でずっと暮らしておりますけれども、うちの地区では水害で床下・床上というのは何回か来ております。それはもう子供のころからよくわかっておりますけれども、今回が水害で一番水位が高かったと。今までよりも五、六十センチみんな上がっていたということは、長柄町のほうから来ますと一宮川と、うちの町の長南から行きますと三途川、これで両方の川が水量的に相当多かったので、うちのほうはちょうど合流地点だということもございまして、かなりの水も出ました。

そういった中で、この後、また避難所の問題の質問もございましてけれども、地区で災害には、ここの地区ではこれはないよという、みんな住民の人たちは思っていると思います。私たちも、うちの地区はこういう災害が来たときには、どうしてもうちのほうは弱いよなという思いで、みんな生活しているんじゃないかなと思うんです。

そういう中でも、今の天候状況が、ここのところ地球温暖化とかございますので、これより弱くなる災害はないと思う。これからはどんどん拡大して、大きくなる災害につながっていくんじゃないかなということも思いますので、各地区ごとでもいいですから小さくやっていただいて、この地区はこういうときにどういうふう避難所までたどり着くのかということも踏まえた中で、していただきたいということで、次にどのような

訓練を考えるのか、そこだけ伺って、この質問は終わりにしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） 今現在どういうことをするという事は、なかなか申し上げることはできないんですけれども、先ほどもお答えさせていただきましたように、今まで地震の被害想定ということで行っていました。ですので、大雨も想定した中で地区ごとでできるようなことも、先ほどと答弁が一緒になってしまうかもしれませんが、検討していきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） 防災訓練のあり方についてとか実施方法については、この辺で打ち切りたいと思います。

次に、避難所の新たな位置づけについてに入りたいと思いますけれども、さっきも言いましたけれども、西地区では旧西小学校のマイナビさん、長南町では旧長南小学校、公民館とかいろいろございますけれども、そんな中で、東は旧東小学校でしたか。あとは、豊栄は旧豊栄小学校だけになっておりますけれども、今回の水害におきましては、小学校にはたどり着けない、小学校は雨漏り状態だということもございます。

また、各地区の集会所も避難所として使ったらどうかという事もございましたけれども、うちのほうの集会所も床下浸水ということで、人が入っていけるような状態ではなかった。また、千田区の青年館におきまして床上浸水ということで、避難所にたどり着くことはできない。

そういった中、避難所の見直し方といたしまして、私は、民間の個人宅でもいいから、各地区に小規模の避難所を、協力していただける方がいれば、そういう避難所でもつくってもらったらどうかかなと。ましてや高齢者、そういう人たちがいたときに、仮に町まで、職員とか、今回も民生委員の方、また区長さんとかおりますけれども、そういう人たちがすぐに行けるのか、出動できるのか。

高齢者のいるうちで、独居の人もいるだろうし、夫婦そろって老人の家庭もあると。そういった中で、区長さんはみんな把握していると思うんですけれども、そのときのとっさの判断はということができるとかというのいろいろあると思うので、各集落でもいいし、うちのほうであれば水災害がほとんどということで、車もかなり水没しました。昔はうちの下にみんな車をとめて来ていたんですけれども、今の新しい住宅の方々がみんな被害に遭っておりますけれども、そういう人たちにも、私も少しは声かけをこれからしていかなきゃいけないなという気持ちでいっぱいでございます。

そういった中、地元でわかる人が、この場所であれば安全で、このくらいの人数だったらできるんじゃないのかと。それが一番近くで、これにつきまして避難所の位置づけになりますけれども、これは被害の多い集落、そういうところにおいては、そういう避難場所の位置づけというのをもう一度考えて、区長さん方とよく協議していただき、ハザードマップをまた作り直していただけたらいいのかなと。それで長南町も、その地区はどうしても水害にいつも追われているんだよと、こっちはほうは崖崩れで、何がふっ飛んできてうちが潰れるかもしれないんだよという場所もあると思います。そういう集落については小さい避難所的に、一番身近な、近い時間のかからない避難所ということを考えていただきたいなと。それにつきましてひとつ答弁をお願いいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） それでは、避難所の関係につきましてお答えさせていただきます。

町の地域防災計画では、避難所として6カ所、福祉避難所として1カ所指定しているところでございます。また、災害時における一時避難場所として町内のゴルフ場と協定を締結しておりまして、必要に応じて施設を開設していただくこととしておりますけれども、今回、10月25日の大雨では、先ほど議員おっしゃったように、旧豊栄小学校については、道路冠水により職員が到着できず開設できなかったことや、町民の中でも道路冠水等によって避難できなかった方もいたのではないかと思います。

ご質問の中で、集落単位で個人や民間の協力が得られる場所を新たに避難所としてはどうかということでございますけれども、避難所となる施設の所有者のご理解と、施設の安全性、収容能力等に問題がなければ、高齢者等の災害弱者の方は、より近くの避難所へ避難できることは有用な手段であると考えますが、町といたしましては、限られた人数での対応となってまいりますので、避難所の状況の把握とか職員派遣など、ちょっと心配な部分もございます。

今回の大雨で、町内における浸水場所をハザードマップに反映させる、今回委託でつくる予定でございますけれども、反映させることはもちろんですけれども、町が新たに避難所として位置づけるのではなくて、自主防災組織をつくるなどして、地域の皆さんで任意の安全な避難所を情報共有して確保するなどについては、町としても協力をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） 今、土橋課長のほうから話があったけれども、自主防災組織をつくっているところ、今、7地区ぐらいですか。

〔「12です」と言う人あり〕

○9番（板倉正勝君） 12。では、その自主防災組織をつくっている地域のところで、避難所とか何かは、地域的にそれは持っているものなのか。そういう避難所に防災対策のものを、コンテナといいますか、そういうものを補助金でもらっていると思いますけれども、そういうところについて、避難所を集会所にしているのかどうか分かりませんが、それについて、そういう組織がどこに避難箇所としてやっているのか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） 現在、自主防災組織は12組織ございますけれども、避難所をどこにしているかということは、今、手元になくてわからないんですけれども、多分、集会所とか安全な場所については、一時避難所という形での位置づけはされているかと思います。

ただ、集会所でも、先ほど議員さん言われましたように冠水する集会所もございますので、そういう集会所については、今回は避難所としては、これから見直しとして避難所からは外して行って、また別のところを考えていただければいいのかなと思っています。

あとは防災倉庫の関係なんですけれども、そちらにつきましては、必要に応じて補助金をうちのほうで出しておりますので、申請があったところには防災倉庫の費用は、上限が決まっておりますが、補助金を出してい

るところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） 今、防災組織についてコンテナハウスの補助金もあると。組織をつくったときに、その倉庫をどこに置くかというのは組織から上がってきていますよね。そういうのでそこが第一避難所になるような形だと思うんです。避難のときの倉庫として物資が多少入っていると思いますので、そういうところも組織からきちっと上がってきているのか、ただ何名かでその組織をやっているというだけなのか。

これから組織をつくるのに、補助金を少し倉庫に出すという話で今やっているみたいですがけれども、もう少し詰めた中で、本来であれば小さい一時避難所についても、その中でシャワールームの小さいものでも補助金を出してやるとか、そういう形でももう少し位置づけが第一避難所としていいような形をとるのがいいんじゃないかなと思っております。それについて伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） まず最初の防災倉庫、コンテナ関係については、コンテナといいますか、実際は買われているのがヨド物置みたいな感じのものです。そういうものを、普通ですと集会所のほうに設置していることが多いと思います。

あと、シャワールームとかほかの防災組織に対する補助といいますか、今のところはそこまで、資機材関係につきましては補助金がございます。例えば発電機とかスコップだとか、そういうものの補助金がございますけれども、シャワールームとかそこのことは考えておりませんので、現在の資機材、それと倉庫ですか、そちらのほうで引き続きやっていければなと思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） シャワールームといいましても、システムバスみたいなやつでシャワーぐらいが出るとか、そういう形のものでいいと思うんです。早くいえば、水害なんかくからって、全然ぬれなければいいけれども、股から下ぐらいまでつかって、ある程度時間がかかりますので、かゆくなってきて非常に困るということもありますので、そういうときに軽くシャワーでもあればなど。その地域によりまして、この災害を踏まえまして、また一步、防災組織についても少し前に出ていただきたい。

これは全部にやれといっても、全部の避難所についてやる必要はないと思います。組織のつくり方で、その地域によって、ある程度は避難所についても変わってくると思います。みんな4地区で同じ、1地区、豊栄地区であっても多少違うところもあると思うし、そんなところを少し考えてもらえたらなと思っております。

それで、水害のときには本当に、地震災害もそうかもしれませんが、今、首長さんもおりますけれども、広域議員さんも2人おられますけれども、助けに行くといっても、消防署の皆さんが出ればもう自分ところに帰れないと。まるきりひどかった。1時過ぎか、午後からはひどかったですね。

長柄のほうにいれば市原市消防局がみんな来るし、茂原から梓に行けば山武消防だと。これは広域消防団についても、広域の行っている首長さん、また広域議員の人たちに少し頑張ってもらって、もう少しやっても

らわないと、茂原、長南、長柄は、災害のときはひどいものです。何があっても、消防が救急に行ってそのまま、1人水害になっている人を助け出して、来たときには自分の車が水没していると。次の地区には、水が引かなきゃ、何時間たたなければ次のところには移動できない。そういう状態がずっと続いていたということもございますので、この水害についてはよほど考えて、人間の手で、土建屋さんがやってもこの水を払うことはできません。土のう撤去、杉の撤去で、倒木の撤去は何とかなりますが、水の撤去だけは絶対1人じゃ無理ですから。

そういうことを考えて、ハザードマップにしても、避難所についても、本当に考えていただかないとどうしようもならない。助けに出ている人が今回は亡くなっている。もう安全は自分で身を守るしかないと私は本当に痛切に考えておりますけれども、水害のときには出ない、高いところで待つということしかないと思うんですけれども、そういったところで最後に、避難所のやつで、広域で行っている首長さんにそれについて意見をいただければと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 避難所についてのご質問ですけれども、本来の公の部分の避難所の設置については、先ほど課長のほうからお話ししたとおりでありまして、板倉議員はさらに地域、集落ごとの避難所をというようなお話でありました。恐らくこれは共助の部分になるのではないかというふうに思いますけれども、そういった中で、共助の部分で自主防災組織をつくっている地域については、自主防災組織でより安全な避難所を自ら決めていくのも一つの方法だと思いますし、そうでないところは、それぞれの地域のコミュニティーの中で、そういった場所をあらかじめ指定しておくということも一つの方法だというふうに思いますけれども、町としてどのくらい避難所の設置に対して助成できるかという、なかなかこれも、万が一災害が起きた場合には、職員の人数の問題、いろんな問題がございまして、本来の避難所として指定したお世話ができないのではないかとこのように思っていますので、それは地域の皆さんでしっかりやってもらいと、そのための施設整備あるいは備品調達については、町としても最大限支援をしていきたいというふうに思っています。

いずれにしても、災害の少ない町というふうなことを売りにしておったんですけれども、そうは言っても地球温暖化の中で異常気象のせいで、これからこういった災害がいつ起こるかわからない状況でありますので、水害がない町というふうな思いもしておりましたけれども、そうは言われてられないような状況にもなっているということで、これから水害に向けてしっかりいろんなケースを想定しながら取り組んでいきたいと、そのように思っています。

以上です。

〔「広域のことを、広域消防のこと。それは町長から言ってもらいたい」と言う人あり〕

○町長（平野貞夫君） 広域消防については、確かに今回は複数の自治体で災害が一斉に発生したということで、広域消防としても大変だったというふうには聞いています。

特に、人命にかかわる出動要請があったときの対応を、非常に人が多くそこでとられるわけでありまして、例えば、よく聞くんですけれども、茂原市の水害で実際ボートを使おうと思ったらボートが使えない、何でか

といったら、長南町と長柄町、山の手のほう、上流のほうで一斉に水が出たために、そっちのほうにボートが
出動してしまったということも聞いています。

そういったことで、一気に複数の自治体で同じような災害があった場合は、これはなかなか広域の消防だけ
では足りない部分があります。そういった意味で近隣の自治体の、要するに長生郡市、長生広域圏以外の消防
のお手伝いをいただかなくてはいけないときも出てくるわけでありますので、今後はそういったことも含めて、
広域的な観点から消防活動がスムーズにできるよう、管理者会議等でもお話をしていければと思っています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） 首長さんのほうが広域に出ていますので、そういうことをお尋ねしましたけれども、災
害について今思い出したことで言っちゃいますけれども、今、町長のほうから船というものも出ましたけれど
も、それこそうちの地区なんかは水害に追われるのが多いと、そういうときには、本当は避難所形式の小さい
避難所でもボートなり、そういうものをうまく使えればいいんじゃないのかなと。なければ、どういふふう
にやったらできないものはできないですけども、あればそのときにちょっと活用できることもございます。

そういったところで、小規模の地区の防災拠点として避難所を、小さいところは、一番水に弱いところとか、
崩落に弱いところとかというところの拠点で、小さな避難所等を少し考えていただければなど。小さくやれば、役場
の職員さんがもし来られなくても、集落の人たちの顔だけだから、知っている人たちで協力し合えば何とかな
るんじゃないかなという気持ちで、自分の地区では自分の倉庫でも利用していただければ、避難所として自分
ではやろうかなという考えも持ってこういう話をしているわけですけども、四、五十人は何とかなるのかな
という気持ちを持っていけば、集落では何とかなりそうだなと思っておりますけれども、水の場合は何も持つ
て出るといことはできない。まして車がいいときに出せばいいのかなというようなことだと思います。

それでは、避難所については終わりにさせていただきます。

3番の災害廃棄物処理についてですけども、旧豊栄小学校のグラウンドが処理の集積所になりましたけれ
ども、それについて私が一つ思うのは、執行部の皆様方で、議員のほうから声をかけられて、ほかのところ
にちょっと仮置きをすとか云々でござたしまして、そういうのでいいのかなと。そういうことで、一般質問
の下打ち合わせの中で、名前を出してはっきり言います。唐鎌課長のほうで私ですということを伺いました。
それで話しているうちに、町民の目線で私はそれをしましたと言ったから、私もちょっと切れたところがござ
いまして、この質問にさせていただいている次第です。

それについて、私たちは地元の集落の、私は議員とっていません。区長さんと一緒に歩きながら、どうだ
こうだと聞いて、こういうときはこうだから、役場のほうから指示が出るのをもう少し待ってくれという形で、
集積所についてはやってもらっていたところ、そのけつから、ここに仮置きをしていいんだよという話が出た
ものですから、そこに置いて、あと誰がやったのかといえば、ボランティアとか災害のほうに出ている方々が
集積したということで、それだったら水害をくらった人たちの公平さがないんじゃないかと。

うちのほうは、岩川地区でも団地の方が相当水害、また、ほとんど一宮川が近隣ですかね、あの並びの人た
ち、みんな倉庫あたりは大体水没と、水が20センチから30センチ上がったということもありますので、た
だうちの集落だけのことを考えたらちょっとまずいんじゃないのかなと。そういった中で、なぜそのようになった

かひとつ答弁のほうをお願いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌仲康君。

○建設環境課長（唐鎌仲康君） 今、議員より須田地区の仮置き場について、設置にかかわる経緯についてご質問がございました。それについて回答させていただきたいと思います。

発生の翌日、ある人から、災害の廃棄物の仮置き場について設置場所の問い合わせの電話が私のところに入ってきたところがございます。設置場所については現在検討中で、まだ決定されていない旨を伝えましたが、被災者は、早く災害ごみの片づけをしたいので近所の空き地に仮置きを望んでいると、もし仮にそこに置いた場合、後で町が回収してもらえるのかという内容でございました。

その中で、被災者の住民の人には、運搬する軽トラが水没して使用できないなど切実な内容が含まれておりましたので、私としては、その空き地のまず所有者の承諾を得てくださいと。そしてまた、周辺の地域の人の理解が得られれば、仮に置いたとしたならば、後で町で回収に行きますよというふうにご回答をしたところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） 今、唐鎌課長の答弁がございましたけれども、その相手は議員さんですか、それとも区長さんですか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌仲康君。

○建設環境課長（唐鎌仲康君） 電話をいただいたのは議員さんでございました。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） 議員さんだったということで、大体薄々、誰だというのは私は察しはついておりますけれども、議員がこういうところで、自分のいいように、しやすいようにということで、執行部にこうやって連絡をかけるということは、一番いけないパターンだと私は思っております。これは区長さんが、その地区で一生懸命になってやっているのに、他地区の議員がそういうことをやるということは、混乱を招いたというふうには私は見受けませんが、そういうのが2件ぐらいあったのかな、災害時に。

その次でまたひとつ、災害復旧の件でまた詰めますけれども、そういった中で、執行部の皆さんも、議員が何か言っても、それは自分たちで頑として、執行部は執行部として判断した中でやっていただきたいと思えます。議員はあくまでも区長さんの補佐的な仕事で、区長さんがわからなければ議員が助言なり協力をするというのが一番正しいと。議員が言ってそれをやるんだったら、私はこれからずっと騒いで言いますから。誰かの議員が一番強くそれを負わせるか、これからやってもいいなと思っておりますけれども、それについて唐鎌課長、答弁をお願いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌仲康君。

○建設環境課長（唐鎌仲康君） 本件の須田地区のことについては、私ども、そこを町として指定をしたわけで

はございません。問い合わせに対して、地域の方が納得して置かれるのであれば、後で町のほうでそれは支援をいたしますという意味で回答させていただきました。

次の議員さんからの要請といたしますか、連絡に対しての対応についての考え方なんですけれども、実際は私も、区長さんに行政の一員として町の活動にご尽力をいただいているところでございます。その中で、議員さんも住民の一人としてご意見があったとするのであれば、その判断については、おのおの責任部署で判断されるというふうに考えております。

ですので、議員さんがこれをというふうなものについても、それは執行部として考えていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） 議員が余りしゃしゃり出ないで、執行部の皆さんとともに、こういうときにはこのぐらいでどうなんだと言えるような立場であればいいのかなと私は思いますけれども、そういうことがこの災害で何件か出たみたいでありますので、私はこの議場をお借りしまして、ちょっと声を上げているようなところでございます。議員も、普通の議員の中だけじゃ、なかなか聞いているか聞いていないかわからないですけれども、そんなところで、議場でやれば執行部の皆さんもいるから、ちょうどいい場所なのかなと思って、私は今言っております。

それで、旧豊栄小学校に、被災された方のごみなのか、被災されていないところのごみもちょっと入っているというような情報も伺っておりますけれども、そこのところ、役場の担当さんがちゃんとチェックをしながらやっていたのか。忙しいからそこまでは大変だと思いますけれども、どうなのか、そういうところについて、その担当課長さんは総務課ですか。唐鎌課長ですか。ちょっとお願いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 被災ごみにつきましては、旧豊栄小学校の校庭を仮置き場として設置をさせていただきました。発災当初から選定の中で、一番水害の多い場所ということで設定をさせていただきました。

搬入されるものにつきましては、当初は確かに水害量等が多くなっていたところでございます。目を追うに従って、ほこりをかぶったブラウン管のテレビ等も入ってきたところなんですけれども、我々ごみの選別の職員が、選別の職員といたしますか、担当の職員が1人しかいないことから、各課の応援の職員をいただいて、その受け入れ体制をとったところでございます。

つきましては、被災の状況等を鑑みまして、なかなか職員も、搬入された方のごみを、これは被災されていないのではないかとというふうなことは申し上げにくいような状況のことも報告として聞いております。私どもも被災ごみの判別については正直苦慮しているところでございます。

やられていたのかやられていないのかというご質問に対しては、徹底されていなかったということが事実にあるかと思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） 時間もだんだん詰まってきましたので、もう1点だけ。本来であれば、被災者の名簿とか何かあれば、被災者名簿でチェックして、この人は水没したな、崩落されてというぐらいの名前のチェックで、名前を言ってくれなきゃ置けないとか最低のことをやれば、多少、水没をくっついていなくても、使っていないからといって持ってくるごみもあると思いますけれども、物を全部チェックというよりも、被災された人の名簿ぐらい書いて、おたくはどちらさんですかといったときに、どこの誰で水没した被災者だなというのがわかれば、そのぐらいは最低やったらどうだったのかなというのが私の思いです。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） その点につきましては、まず私どもも受付名簿は作成し、記載のほうはしております。ただ、持ってきたときに一緒に家庭のごみもということで答弁させていただきました。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） では、今後またこういう被災することも、うちのほうは水が出ればほとんど水害をくらいますので、そのときはまたひとつ、勉強していただきまして、悪かったことを少し直していただきまして、すばらしい成果を上げるようにしてください。

それでは、4番の災害復旧についてですけれども、災害復旧の順序といいますか、箇所について、一番最初にやらなきゃいけないのは道路だと私は思っております。県にしても町にしても道路関係が一番先に優先だということで、次にどうなのかなと思っておりますけれども、水害は引いちゃえばあとは大したことございません。でもその後の崩落、泥撤去とかいろいろございますけれども、先ほどの災害で、崩落土は個人的なものだとかという話もございましたけれども、実際には個人的とはいっても、全壊して潰れたようなうちであれば、やっぱりある程度は、業者が優先でそっちはやっていいですよとか、順位のことも私は考えて質問したいと思っておりますけれども、今回の災害で、農地保全課、また産業振興課、それと建設環境課、総務課もおりますけれども、課長さんがみんな、課ごとには、道路関係だ、水路関係だ、崩落関係だとかというのは担当して、現場状況を把握して上げてはきていると思っておりますけれども、そういう中で、会議等、ミーティング等で、どうしてもこれは一番先に優先しなきゃいけないよという会議をやっているのかやっていないのか、それをまず先にお尋ねします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） お答えさせていただきますが、本部会議等、また本部会議以外でも、建設環境課、産業振興課、農地保全課、あとはちょっと関係するところ、うちのほうは本部、総務課が本部でしたので、その辺についての協議はさせていただいたところです。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） やっていることはやっているんだなという話もわかりましたけれども、私も職業柄、そういうことについて耳に大分していますので、質問させていただいておりますけれども、これについても議員

が我先にということで、排水路関係でもやって、うるさいからやんなきゃいけないんだよという課長もおりましたけれども、本当は各課でこれから順序立てて、順番振りをやってやっていけばもう少しいいのかなと。

自分の所轄だけ夢中になって歩いているというのが、今回えらいよく私は目につくんですけども、総務さんは総務さんで残土場のことで頭の中はいっぱいと、いろいろわかりますけれども、建設環境課のほうは道路関係だとか、まだ全然終わっていないようなところもございますけれども、おおむね大きいところは大体片づいたのかなと。あと、それに伴う工事箇所が大分あるんじゃないかなと思うんですけども、それについて、今後、総務課長さん先頭でもいいですけども、順序立てというのは、同じやつでも自分の持っている所轄のところだけ順序立ててやっていて、ほかのところは考えないでやるというと、丸島議員も言っていたけれども、町だって業者が少ないんだから、ほかの業者だって、茂原だって長柄だってみんな足りないでしょう。その中をうまく回すには、やっぱり順序立てて、どうしてもこの箇所については早くお願いしたいというの、やっぱり内部である程度の協議していただければ、もう少しスムーズに行くと思います。

1カ所やって、すぐその近くに違う課の人たちが、そのところがまだ残っているからそれもやってくれと、1回出ちゃったところをまた行ったり、どんどん順番はおくれていくし、期間も長くなるということですよ。この周りだったらどこそこがあるよな、ここもあるよなとって協議した中で、それだったらそこをやってくれといえば、移動もなくて早く済むんじゃないかなと思うんですけども、今、課長さん方はみんな自分のところだけで頭の中がいっぱいで、もう少し皆さんとうまく協議して、うちのほうはもう少しこの場所は後でもいいよねって、そういうのをやっていただいたらどうなのかなと思います。それについて、もう時間がなくなったから軽く答弁をお願いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） 板倉議員おっしゃるとおりでございますけれども、私どものほうも、どこをやっていたらいいかというのは事業系のほうと、先ほどお答えさせていただきましたが、進めてきたところなんですけれども、実際その中でうまくいっていないところがございますので、その辺も今後検討というか、改めていければと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） そういうことで、今、土橋課長が言いましたけれども、それがはっきりしないと、実際には議員が何回か言った人のほうが優先になるような話になっちゃうんだから、そういうことは執行部できちっとやったほうがいいと思います。どっちをやったら、先にやった云々と言ったときに、議員がそのところを早くやれ早くやれと言え、結局それを優先するような形じゃないの。

だから執行部は、各部署の部分で、ある程度は優先順位というのはこれだよとって、知恵を出しながら順位を決めていって、いい方向に向いたほうがいいと思います。この質問はこれで終わりにします。

最後になりますけれども、地域農業整備事業補助金について、スマート農業導入に向けた進捗状況について伺いたいと思いますが、その前に、私は6月の定例議会でこの推進について、ドローンの質問をさせていただきました。それで、この9月、秋、収穫時には長南地区は水稻の、米が1等米が四十何%、半分出るか出ない

ぐらいのようで、あとは2等米と等外ですね。等外というのは3等と同じようなもので、3等よりちょっといいように農協さんは仕組んでくれましたけれども、それについてはカメムシ等で、やっぱり除草の問題だっただと思っております。それについて進捗状況を、答弁のほうをお願いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、高德一博君。

○農地保全課長（高德一博君） それでは、スマート農業の、特にドローンの導入関係の進捗状況につきまして、答弁をさせていただきます。

ご質問にありましたとおり、本年、JAのほうで検査をされました本町のお米のうち、1等につきましては1万1,106俵、2等は1万606.5俵、3等は194.5俵、等級外につきましては1,195俵となっております。これはカメムシによる着色粒が主な要因となっております。現在、町では、早生品種でありますふさおとめに始まりまして、ふさこがね、また通常のコシヒカリと、それぞれの品種の直下栽培のほうが行われております。このような中、事前に決められました3日間の防除が適期に当たるかといいますと、難しいというふうに考えておりまして、ドローンの導入につきまして検討をしております。

10月9日から12日に幕張メッセで開催されました農業Weekに、営農組織、また大規模農家の方6名と出向き、出展されておりました実際の機種を見て、各販売会社のほうから説明を受けました。また、11月20日には、東部営農組合さんの事務所並びに圃場を一部お借りいたしまして、主要販売会社6社の機種説明並びに散布の飛行状況の確認をしたところです。この会には営農組織、大規模農家の方等、合わせまして40名ほどの参加をいただいたところです。

今後につきましては、いろいろな方々のご意見をお伺いする中で、長南町の地形、また、条件に合う機種を選定を行いたいというふうに考えております。また、令和2年度にはモデル地区を選定いたしまして、従来行ってまいりました無人ヘリによります防除との経費ですとか所要時間などの比較検証を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 板倉議員に申し上げますけれども、1時間を超えましたので、最後、簡潔をお願いします。

9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） すみません。時間が過ぎちゃいましてオーバーしちゃいましたけれども、これが最後の質問ですので、令和2年度になりますと、今まで無人ヘリの消毒もやっておりますけれども、今回はちょうど東京オリンピックということで、来るオペレーターさんとかが宿泊所もなくなるということで、みんな心配している中なので、どうしてもドローンは地元でできるようにしてやってもらいたいと思います。

最後に、今、農地保全課長から答弁がありましたけれども、本来であれば、産業振興課長に本当は答弁をもらいたかったんですけども、時間が過ぎたということでございますので、この辺で終わりにしたいと思えます。ひとつよろしくをお願いします。一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松野唱平君） これで、9番、板倉正勝君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては3時20分を予定しております。

(午後 3時07分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時20分)

◇ 加 藤 喜 男 君

○議長（松野唱平君） 次に、10番、加藤喜男君。

[10番 加藤喜男君質問席]

○10番（加藤喜男君） 10番の加藤でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に、今回の豪雨でお亡くなりになったお二人のご冥福をお祈りしたいと思います。また、今回の災害対応に職員の方々いろいろ大変ご苦労さまでございました。まだ復旧作業は継続しておる段階でございます。ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

今回、6名質問のうち5名が災害関係をお聞きするというので、先に質問をされた方と重複する場合も当然出てくるわけございまして、そこは重複しても、用意された回答をしていただければよろしいかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

それから、今回、一連の災害の被害状況をいかに記録として残していくかというようなことを考えてみますと、近年、いろいろ簡単に映像、写真がどこでも誰でも撮影できるという時代になっております。地域の方々、町もひっくり回っているいろいろな記録の写真があろうと思います。そこで、いろいろなところでそのデータのご提供を各町民等に依頼しまして、まとめたところで町のホームページ等で、別に印刷する必要はないと思いますが、クリックすると、こんなに水があったんだとか、そういう情報が共有できてよしいんじゃないかなと思いますので、ぜひともご検討をいただければということをお願しております。

今回の災害を通じて思ったところをお聞きするわけですが、ご存じかどうか、私ども広報の議員は出張しておりまして、大雨の25日には本町にいなかったということで、その日、やっと家まで何とか真夜中に帰り着いたということで、写真も現実を見ていないので、なかなか申しわけないということも思っておりますが、そういうことで広報の関係者は研修に行っておりまして、25日は本町にいなかったということをご承知お願したいと思います。

いろいろ考えましたけれども、また次回に聞くというのもちょっとおかしい、時期がおくれますので、今回いろいろな項目を私なりに出してみました。先ほどのとおり重複するかもしれませんが、数が多うございますのできばきといきたいと思っております。ひとつよろしくお願いたします。

初めに、ご通知申し上げますが、各地区の被害状況の確認や独居のお年寄りの安否確認など、区長さんとか民生委員の方々にとどのようなお願いをしておいて、どういうふうに機能したか、また、問題点、改善点があればどのような点にあるのかなということで、お聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） それでは、私のほうは区長さんの関係から回答させていただきたいと思います。

各地区の被害状況の確認については、まず事業課系の職員によりまして巡回パトロールを行っております。被害状況の把握、確認を行っておるところでございます。また、台風19号、10月25日の大雨につきましては、あらかじめ区長さんのほうに災害調査を行う見込みである旨を連絡させていただきました。そして翌日なんですけれども、職員は災害調査班を編成して、区長さん、また区長代理者の方々のご協力をいただく中で、現地調査を行って、早期の被害状況把握に努めたところでございます。

調査のほうは、ちょうど土日であったこともありまして、特に問題点とか改善点はなくて、今後も災害時には、区長さん、また区長代理者にご協力をいただいて、管轄区域内の状況把握をお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） それでは、お年寄りの安否確認につきましては、先ほどの丸島議員さんへの答弁でも申し上げさせていただきましたように、民生委員さんは、このたびの災害では要援護者の家庭を訪問し、被害状況や安否確認を行う中で、非常食を配布されたり避難所への送迎をしていただいたりと、積極的な活動を行っていただいていたところでございます。このような対応をしてくださった民生委員さんの任期満了が11月末でございまして、常に住民に寄り添い、住民目線に立った活動をしてくださり、さらには、たび重なる災害時にはひとかたならないご支援をいただきまして、誠に感謝している次第でございます。

12月には一斉改選となりまして、民生委員さんが地域に果たす役割はとて大きく、改めて行政と地域の連携をした活動のお願いをしたところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） いずれ区長さんも民生委員さんも十分活動していただいたということで、大変でございました。

改選もあるということで、いずれの方々も改選がございまして。また改選時には、災害時の対応ということで、マニュアルがあれば、あってもいいんですけども、ご協議のほどをよろしくお願ひいたしまして、この質問は終わります。

次に、台風15号では非常に停電が長かったということで、全部じゃなかったですけども長く続いたと。当然、庁舎はずっと停電であったということをお聞いております。防災行政無線や庁舎内の電話など、どういう状況であったのかということをお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） 台風15号なんですけれども、役場のほうは2日間停電をいたしました。防災行政無線、Jアラートはバッテリー切れとなって、庁舎内における必要最小限の機器、電話とかコピーとかファクス、防災の情報システム、こういうのを含めて発電機で対応したところなんです。それによって通信可能な状態は維持をいたしましたけれども、通常業務には至っていなかったということでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） わかりました。

そこで、3番に移りますが、いろんな災害があつて停電というのは今後もあるし、長期になることもあり得るだろうということで、電気の重要性は再認識をするところでございますが、なるべく早く庁舎全体等をカバーできる自家発電機が必要ではないかということを思うところでございます。まだ庁舎の問題もいろいろ、先ほどもありますが、これからワーキンググループ云々という話、あと複合施設の問題等もあるんですが、何ができてこの場につくるということであれば、それを対応できるような自家発電を先につくっちゃうということを検討すべきと思いますが、いかがかということでご質問します。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） 今、加藤議員おっしゃったように、現状では庁舎内の全ての電力を賄えるような自家発電設備は備えておりません。町で所有しております可搬型の発電機を用意いたしまして、災害対応に必要な最小限の電力を賄っているところでございます。

現庁舎に自家発電設備は、設置場所とか費用面などからも難しいものと考えておりますけれども、今回の災害によりましてさまざまな課題が見えてまいりましたので、優先すべき業務や想定される緊急時の必要電力量を勘案した中で、大型の発電機等の導入を検討していきたいと、そう考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございます。

当然、新しい庁舎であれば発電機も考えるんでしょうけれども、まだ先があるということで私は申したわけでありまして、場所としても、今のあそこのガス課の前の長い倉庫の右端でも十分入るような感じかと思いますが、別に庁舎をつくらなくても、あそこでもいいなという感じがします。

今、常設の発電機のないのは郡内どこかということ、本町と白子町ということのようです。あとはみんな庁舎が新しいですから、睦沢町も私も知っていますけれどもあります。ぜひとも、やっぱり電気が来ないことには困ると、それも余り質の悪い電気でも困るということで、今回小さい自家発電機を使ったんでしょうけれども、最近は電子機器が多々ございますから、当然インバーターがついて、いい電気を回さないと機械が壊れてしまうということのようでもありますので、ひとつ前向きに、何を差し置いても発電機をつくるんだというぐらいのことを考えて、それが将来ほかにも、ただ結線を結んで直せば使えるというぐらいのことを考えていったらどうかと思ってお聞きをしました。

次にまいります。防災訓練について、先ほどもいろいろ聞かれておりますが、今年度の訓練は中止を余儀なくされたということでございました。回数とかいろいろございますが、私、住民との訓練も非常に重要で、今まで、もう何回もやってきておりますが、住民の先頭に立つ皆様方、職員の訓練が非常に重要だろうと。右往左往職員がしておったら、その下に町民もなかなか困ると。

そこで、職員の訓練状況、今後も含めまして、休日、夜間のいろいろな状況が考えられると思いますが、職員の訓練について町のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） 職員における訓練につきましては、平成25年2月に休日の緊急招集訓練を実施いたしました。夜間における招集訓練は実施したことがございません。今回の災害を教訓といたしまして、今後も訓練を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） わかりました。

25年に1回やったということで、受け付けの方法とか、広報、防災行政無線の流す方法とか、いろいろ日ごろから、誰がやるんだとか、どういうふうにするんだとか、やっぱりしておいたほうが、受け付けのよさとか、あと広報のよさとか、いろいろなジャンルが分かれて大変でございますけれども、そういうのもひっくるめて夜間、休日云々。何せ町外の職員が多うございますから、本当に夜来られるかどうか、非常にありますし、どういうものを使って招集するか、連絡するかということも十分検討しておいていただきたいと思います。

次に、教育施設の関係だけではないんですけれども、どこかで聞きましたけれども、災害時に園児・児童・生徒等が学校から帰れなくなっちゃったと、帰らないほうが安全であるというようなことが実例としてあるようです。職員もそうですが、そうしますと、そこに1泊2日、2泊とか滞在を余儀なくされることがあり得ると。本町は役場が近いから、緊急資材をすぐそこから持っていけばいいよということも聞きましたが、学校等に毛布だとか水だとか乾パンとか、最低一夜を過ごせるような何か物を、これもまた冬とか夏とか、いろいろ季節が関係して大変なんです、こういう状況は学校等教育施設でどうなっているかということをお願いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） 食料等の備蓄状況ということになるかと思いますが、保育所、小・中学校の備蓄状況でございますけれども、小・中学校には特には備蓄はしてございません。保育所に関しましては、180人分の2食分を目安に、飲料水やお米、また煎餅、ビスケットなどを給食の食材として確保するようにしておりますので、状況に応じて非常食として提供することも可能と考えております。また、小・中学校につきましては役場に近いですので、必要に応じて、役場のほうに備蓄してあります非常食とか毛布などが提供できるものと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） わかりました。

小・中学校は近いということで、結構でしょうけれども、小・中学校の分としてしまっているわけではないと思いますので、また量も、本来であれば小・中学校に何か場所があって、そこに置いていただけるのが本当はよろしいのかなと思って、近いとはいえ運搬にも大変でございますから、その辺また前向きに、教育長もお考えいただいて、学校のほうに場所があれば、少しは置いてもよろしいんじゃないかなと思いましたので、お

聞きをしたところでございます。今後また検討のほどよろしく願いをいたします。

次に、先ほど丸島議員も聞いてくれたわけでございますが、今回、15号の強風による停電というのは結構長い間続いたわけでございますが、基本的には電柱に隣接する、主に杉ですか、杉が倒れまして電線を切ったりとか、いろんなことでございました。私も自分の杉が何本も倒れまして電線を切りまして、東京電力さんが2回も3回も来て、1回直したらまた切れまして、やってくれて非常に申しわけなかったなと思っておるわけでございます。

昔の人は一生懸命杉を植えてくれましたが、今、誰も杉を欲しがらないということで、さっきの丸島議員と同じなんです、ほとんど国内材は利用されなくなっちゃったと、かえって厄介者であるということで、植えるときは邪魔にならないだろうと思って植えていきますと、どんどん大きくなって道路に半分かぶっちゃったりして困っています。同じ回答でよろしいですけれども、樹木を伐採するのを地主本人が希望するのであれば、1本、大きさによって少し補助金を考えていただいて、なるべく倒木による停電を減少させたいと思うところでございますが、いかがでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） それでは、答弁をさせていただきます。

台風15号によりまして、鉄道や道路、送電線沿いの森林から樹木が倒れまして、結果として道路交通網の遮断または停電等、生活に大きな影響を与えるという事例が発生したところでございます。

国では、このような災害へ対応した森林整備につきまして重要インフラ施設周辺森林整備事業を新設したところでございます。これは鉄道、道路、送電線の重要インフラに近接する森林について、風倒木による施設被害を未然に防止するため、市町村等公的主体、それから森林所有者、インフラ施設管理者が協定を締結いたしまして、風倒などの懸念がある森林に対して行う伐採の森林整備、これに対して支援をするというものです。国庫補助事業ということでございます。

本町でも、台風15号による倒木で送電線への被害が発生、停電が長期化いたしました。町としては、今後、町内の森林においてインフラ施設の被害未然防止のために、伐採の必要な森林に対して国の事業の導入を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございます。

次に、補助金の関係にまたなるんですけれども、水没しちゃったところは対象外なのかもしれませんが、一般家庭の非常用電源ということでございます。

今回の長期の停電では、自家発電機を持っていた方は、それを稼働させて冷蔵庫を冷やしたり風呂に入れたり、いろいろ活躍をしておりました。騒音がうるさいとかという問題もあるのかもしれませんが、それなりの人がいて発電機を持っていれば、こういう際は有用であると。ただ、いつになるかわかりませんのでメンテナンスが大変なんですけれども、その発電機のほかに、今、12ボルトから変換をして100ボルトが出せるというインバーターという機械も世の中にいろいろ出回っております。車があれば家の照明ぐらいは十分いけると。

冷蔵庫は無理にしても、ガス、水が来ていれば給湯器、風呂にも入れるというようなことで、5万円もしないような発電機よりも安いわけですが、お年寄りには使えませんけれども、こういうようなものを、要するに家で自分が自分を守るということができるものが出ておりますので、この辺も補助金の対象として今後考えていってもらったらいいのかなと思っております。これについてはいかがでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） 今回の災害につきましては、特に台風15号による停電が長期化したことで、普通に使えていた電気製品が全く使えない状況になってしまうなど、電気の必要性を改めて認識したところでございます。災害への対応につきましては自助・共助・公助の観点から、それぞれがどのように対処していくかをそれぞれが考えて備えていくものと考えております。

ご質問の発電機等を購入した際の助成につきましては、現段階では個人が購入したものについては考えておりませんが、共助の観点から、地域の組織力や隣近所の助け合いという必要不可欠なものと考えておりますので、町では、自主防災組織を設立した際に、発電機などの防災資機材購入費用の一部を補助金として交付させていただいておりますので、こういうことでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 自助・共助ですか、地域で云々ということで補助はしておるといことですが、やっぱり地域は結構大変なんですね。自助で自分は自分で何とかするということは必要だから、少しは目を当てて今後いただければと思います。発電機を買いましたから何軒電気がつきましたというわけにもいかないわけで、どのくらいかわかりませんが、何件くらい希望があるかわかりませんが、これも一つの災害対応ということで、また今後ご検討いただければと思います。

次に、ガソリン、灯油の燃料確保ということでうたってあるんですが、発電機があっても、車があっても、燃料がなければ走れないわけでありまして、本町には今のところ4軒ですか、スタンドがございますが、停電になると動かないということで、今回の台風関連では米満のほうは停電にならなかったもので、加納スタンドは何とか営業しておったようですが、あと、町なかの白鳥スタンドも動かないと。ただ、地下には燃料があるというようなことになるわけでありまして。

聞いてみますと、災害対応の石油販売事業者の対応というのはどこかにあるようでございまして、例えば手動ポンプでぐるぐる回してタンクからくみ上げるとか、そういうのもあるんでしょうけれども、なかなかしていないみたいで、ただ電気があればそんなに大きな電力は、多分食わないんだと思います。地下から上に燃料をちょっとくみ上げるだけですから、圧力もそんなにかけるわけじゃありませんから、ということで、4店の経営者の方々にこの辺をよく聞いていただいて、タンクに入っている燃料を提供してもらえということが停電時でもできるような策を検討しておいていただければなと思います。

今回は、季節的にはそんなに寒くもない暑くもない災害ですが、これが真冬の大地震とかになりますと、非常にまた燃料が問題になってきたり、いろいろその状況によって必要なものが変わってくるわけでありまして、そういうこともちょっと考えておいていただいて、検討していただきたいと思いますが、いかがで

ようか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） この件につきまして、停電が長期化した際の発電機とか、公用車などの燃料を確保することは重要なことだと考えておりますので、災害協定等も含めた中で検討させていただきたいと思います。以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） よろしく願いいたします。

次に、先ほど板倉議員も話したかわかりませんが、ほかにもありましたね。災害時には土木業者さんの力をかりないと、にっちもさっちもいかないわけでありまして。今回のように崩落が多いときは特にそうであります。

現在、土木事業者6社でよろしいですか、本町に籍のある、板倉さんもいらっしゃいますが、あると聞いております。緊急時に対応していただくには、日ごろから仕事をしておりませんと、急に災害だから出てこいというわけにもいかないというわけで、安定した経営もしていただかなくちゃいけませんけれども、その中で公共事業、町から出ていく等の事業も、業者さんにももらおうということは非常に重要だと思うわけでございます。土木業者様の確保という観点から、町の公共事業はどうあるべきかということについてお聞きします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 加藤議員の質問にお答えしたいと思います。

災害時の応急及び復旧工事については、建設機械、労務等確保は必要不可欠です。本町の場合、長南町建設業組合と長南町ガス協同組合との間に災害に係る協定を締結しております。そのことによって協力体制を図っているところでございます。一方、建設業界においても、少子高齢化や時代背景に伴う労働者不足や公共工事等の減少など、多くの課題が存在していると認識しております。

ご質問の業者の確保と町の公共事業についてですが、現状としては、一市町村では解決できない大変難しい問題だと考えております。今回の災害の場合、町内の限られた業者の皆さんのご協力により、応急的な対応を行ったところですが、今回の復旧工事では、工事箇所と施工業者の数において工事箇所が圧倒的に多く、近隣市町村の業者の応援も求め、広範囲にわたる被害の状況から、復旧には長い時間がかかると推測されております。

いずれにいたしましても、町内業者の確保については、災害が発生した直後の応急対応の結果からも、現状維持を目標といたしまして、公共工事の予算確保や平準化等に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） どうしても仕事をお願いすることになりますと、いろいろな手かせ足かせがあつて、入札しなきゃいけないとか、いろいろなことがあつて、均等というのはなかなかできないかもしれませんが、業者さんにも、これ以上減っていてもある面じゃ困るかもしれないので、公共事業もその中の一つとして、ほかから疑義が出ないようなことをよく考えていただいて、業者の育成に進んでいただければよろ

しいかなと思いますので、ひとつよろしく願いをいたします。

次に、町長にお尋ねするんですが、緊急時の司令塔という観点からお聞きをいたしたいと思います。

災害への対応については、指揮命令系統、司令塔の親分が一番重要だと思います。いつも町長がこの役場にいるとも限らない、長南町にいるとも限らない、海外にいるかもしれないという状況があるわけでありまして、そういう町長が不在のときに、総務課長がいろいろやっているんでしょうけれども、いろいろ大変であるということをおもっています。

前にも何回かお聞きしておりますけれども、このような有事の際にも知識、経験があるような副町長を置くべきじゃないかと思っておりますが、今現在、町長はいかにお考えかお聞きをいたしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 緊急時の際の司令塔としての町長の役割を果たせない場合は、副町長がいたほうがいいんじゃないかと、そういうようなご意見だと思いますけれども、災害対策本部を設置した時点で、本部長は当然私になるわけですがけれども、副本部長は教育長、そしてさらに各班長にそれぞれ課長がついているわけでありまして。第一義的には、総務班の総務課長が次に当たっていくことになるわけでありましてけれども、緊急時だけではなくて通常の業務においても、副町長がいないことについては特に支障を来しているというふうには思っておりません。現体制の中で組織としての機能が果たせていると、そんなふうには思っているところであります。以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございます。

次に、今回、長柄町、長南町、茂原市、広域に及ぶ災害でしたから、近隣と町の対応が比較されやすいことにもなっていました。今後の災害対応について、この近隣、あと茂原市、長柄町等と比較していただいて、いつごろ何があったとか、時系列的にやったことを比較してみると、非常にまた参考になるんじゃないかなと、今後の対応についてですね。そう思うところでございます。

また、もうやったかどうかわかりませんが、今回の災害に関係して、区長さんを通じてでもよろしいんですが、各町民の方々が町に対してどういうリクエストがあるのかというようなことを拾い集めまして、今後の参考になるのではないかと考えておりますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） ご質問の趣旨につきましては理解できますけれども、現在、復旧・復興に向けて町挙げて取り組んでいる最中でございます。今は復旧を最優先して、時期を見て今回の災害対応について検証していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） そういう状況は理解しました。ひとつまた前向きにご検討のほどをお願いし、また、どこかでどういうふうになったかということはその次でもお聞きしたいと思います。

次に、備蓄品の関係なんですけれども、今回非常に大きな災害であったということで、従来からいろいろ町は備えてあるんでございますが、今回の災害を受けて、今まで持ってきた備蓄品が、品揃えがいいのかとか、どうだったのかとか、また量がどうだったのかということがわかれば、お教え願いたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） 備蓄している主な資機材といたしましては、毛布、簡易トイレ、段ボール間仕切り、投光器、発電機等を備蓄しております。また、非常用の食料につきましては、アルファ米が4,500食、備蓄水500ミリリットルを6,000本備蓄しております。今回の一連の災害では、非常食を2,000食程度、備蓄水1,000本程度を消費いたしました。その後は公共機関や関係団体から支援をいただき、災害対応に臨んだところでございます。実際に避難所を開設した中で不足したと思われる物資につきましては、新たに購入のほうを検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 私も今回、裏山がくんだので、その復旧用に土のうをいただきまして、黒い土のうがあつて、多分これは非常に高いんだと思うんですけれども、前から黒い土のうは備蓄してあつたんですか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） この土のうにつきましては、町のものではなくて、県のほうに資材の要望をいたしましていただいたものです。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） わかりました。あれは多分高いんですね、黒い土のうは。非常に耐候性がよくて長もちしますから、白い土のうの何倍もするので、町が買ったのかなと思ったらそういうことでしたか。わかりました。

品揃え品をどこかでリストアップしたものを、ご提示してあるかどうかわかりませんが、どういうものがあるということリストアップしておいていただいて、すぐわかるようにしておけば、また参考になるかなと思いますので、ひとつよろしく願います。

次に、残土捨て場の関係なんですけれども、先ほどもお話がございましたが、いろいろ担当課長等も残土捨て場、非常に苦慮しておりまして、どこかないかなということで問い合わせも受けたりしました。急な話なので大変だったんですけれども、区長さん方を通じて各地区にどこか、日ごろからこういうのは捨てていいよというようなところを地主さんをお願いして確保しておく。休耕地がいっぱいありまして、そういう状況でありますので、その辺、区長さんを通じて少し探ってみるようなことをしたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 残土等の置き場についてでございますけれども、復旧工事の効率化と経済性が

らも当然必要と考えております。情報の提供を、区長さん等からも今後情報の収集をしていきたいと。それによって、防災対策とあわせて、その場所等についても今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） さっき空港代替地の話が何かどうか出ましたが、空港代替地も入り口をきれいにもうちょっと整備をして、ほかからも入れるのかもしれませんが、最終的にはああいうところに持っていくとか、将来を見据えたところを確保しておいてそこに持っていく。そんなにこの災害が急にいっぱい出るとは思わないので、なかなかあれなんですけれども、またあるかもしれませんので、今のとおり地元がいいところがあればご提供いただくと。これは農地の問題で、また農業委員会といろいろ関係するのかもしれませんが、その辺も勘案していただいて、各地区あたりに確保しておいていただけると、非常に今後のあれにはいいなということで、前向きのお返事をいただいておりますので、ひとつよろしくご検討願いたいと思います。

災害関係の最後でございますが、先ほども防災マップという話がちょっと文言が出ましたが、この辺の見直しが必要になるんでしょうが、状況等はいかがかお聞きします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） ハザードマップ、防災マップの関係でございますけれども、既存のハザードマップにつきましては、平成20年度の千葉県想定50年に一度の大雨、一宮川流域の2日間総雨量324ミリを想定したものとっておりますけれども、10月25日の大雨では、想定を上回って1日で313.5ミリを観測したところであります。

ハザードマップの見直しにつきましては、一宮川流域の24時間総雨量を、今度は640ミリを想定した、想定し得る最大規模の洪水と、土砂災害警戒区域を示した総合的なハザードマップの作成を予定しております。今回の災害で浸水した地域も掲載をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございます。

幾つか今回の災害から感じたことをお聞きしました。ほかの議員さんもいろいろな考えがあつて、いろいろ聞きたいことを、また執行部もいろいろな懸案事項があると思いますが、今回の災害で、大風や大雨で家屋の損壊や浸水や土砂崩れ、倒木による停電、いろいろありましたが、また大雪が降ったり大きな地震があるやもしれません。この結果、長期の停電、断水、下手をすると都市ガスの停止、ガソリンがない、燃料がないとなることが想定されるわけでございます。

今回の被害の大きかった長柄町とか茂原市といろいろ情報交換をさせていただいて、今後の対応に生かしていただければよろしいかなと思います。喉元過ぎれば熱さ云々ということで、過ぎちゃえば忘れちゃうわけですが、この辺、十分今後も検討していただきたいと思ひまして、災害関係の質問を終わります。

次に、旧豊栄小学校の貸し出しに関することですが、これは議案が出ておりますからよろしいんですが、一足お先に2点ほどお聞きしておきたいと思ひます。

1番目が、今回5年ということで、20年間無料で貸し出すという計画の住民説明会も終わりにして、議会の議決を待つわけでございますが、今日もありました、屋内運動場には水漏れがあると。一説によると校長室等も水が入ったという話も聞いたことがございます。貸し出すに当たってどの程度の修理費がかかるのか。また、貸した後に防水工事等もやらなくちゃいけないのかどうかわかりませんが、どの程度かかるというふうにふんでいるのか、わかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

財政課長、今井隆幸君。

○財政課長（今井隆幸君） 旧豊栄小学校の貸し出しを行うまでの修理費用でございますけれども、全体でおおよそ1,500万円程度を見込んでございます。そのうち漏れ修理につきましては、校舎、体育館屋上の一部の雨漏り工事、そして体育館床の一部張りかえを主といたしまして、電気関係につきましては推奨耐用年数を過ぎた部品の交換となりますが、合わせておおよそ600万円程度と考えております。そのほかに貯水槽の修繕及び水道、ガス、プール設備の修繕になります。

今後、防水関係、屋上の全体の防水改修工事につきましては、積算を行ったことにはないのですが、過去の実績といたしまして、平成13年度に行った大規模修繕におきましては、防水改修工事額は1,000万円程度となっておりますので、今後実施する場合はこれよりも多くの金額を要することが見込まれます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございます。

2番目に、この校舎をもし壊したらどのくらいかかるかというのを質問しましたけれども、何か概算でも出ますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

財政課長、今井隆幸君。

○財政課長（今井隆幸君） 旧豊栄小学校の校舎の解体費用についてでございますが、解体工事の積算を行ったことがないため、具体的な費用は不明となっております。

ですが、参考としてでございますけれども、平成25年12月に総務省自治財政局地方債課が取りまとめた公共施設等の解体撤去事業に関する調査結果から、教育関連施設の平米当たりの解体撤去費を求めると2万4,000円という数値が出てございます。これを旧豊栄小学校の北側校舎と南側校舎の合計面積1,950平米に乘じますと4,680万円となります。したがって、この試算からは、校舎の解体撤去にはおおよそ5,000万円程度の費用が必要との数字が導き出せます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございます。

時間もありません。次に、西部工業団地跡地の町有地の貸し出し関係についてお聞きをいたしたいと思っております。

町長は、農業を志す新しい会社にこの町有地を有料で貸し出すという話をしたと思っております。私が前から心配

しておるのは、有害物質が投棄されてはいけないとか、また途中で頓挫した場合に、今までやってきたのを、ちゃんと原状復帰ということができるといことになればいいと思っておるわけですが、それは別として、町長、以前も旧長南小学校のプールを有料で東洋ケミカルに貸したわけでありまして。有料である場合には、町の財務規則、地方自治法等の定めにより、町長の判断で貸し出せるんだということで、議会もプールの関係は何も聞いていなかったわけでありまして。それを考えますと、今回有料で貸し出すということでありまして、町長の判断で契約できるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

財政課長、今井隆幸君。

○財政課長（今井隆幸君） 普通財産の有料貸し出しについてでございますけれども、町の規程といたしましては財務規則がありますが、財産の管理及び処分につきましては、地方自治法第237条第2項の規定によりまして、適正な価格、すなわち当該財産が有する市場価格による貸し付けの場合は、町長の権限により貸し出せるものとなっております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） わかりました。

1つ例ですが、野見金公園は、今、地元等から公園利用に町が借りていると。その平米単価はお幾らかわかりますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） 野見金公園の今借り入れている単価でございますけれども、山林と畑で平米10円でございます。一部宅地がございまして、宅地につきましては平米25円でございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございます。地元から野見金公園の借地については、宅地は別として平米10円で借りているということでございます。

それでは最後に、一般的な話であれなんですが、米満の国道409号線の川側が、豊栄神社の反対側が、埋め立てられているか終わったか、なっておりますが、知らない人は何か大きな開発でもあるのかなというようなことで聞かれたこともございます。また、今回の豪雨で、持っていった砂が少し河川に流れたというようなことで、大した量じゃなかったようですが、そういう話もありました。

これは県の仕事というふうに聞くところでございますが、その目的とか町のスタンス、考え方について、最後にお聞きをしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農業委員会事務局長、高德一博君。

○農業委員会事務局長（高德一博君） それでは、米満地先の埋め立ての件につきまして答弁をさせていただきます。

米満地先で行われておりました千葉県長生土木事務所によります埋め立てにつきましては、令和元年8月22日付で廃土処理事業の届け出が農業委員会になされました。内容といたしましては、現在行われております長生グリーンラインの工事により発生する残土を、サニータウン米満の前面の農地を含みます2万6,547平米につきまして埋め立てを行い、埋め立て後は畑として利用するとの届出です。この埋め立ての現地の作業につきましては、境界の復元を残し完了しております。

ご質問にありました土砂の流出につきましては、一部のり面の土砂の流出はあったものの、下流域に影響するような土砂の流出があったとの連絡等は受けておりませんが、工事完了後に農業委員会で行います現地調査の際には、土砂の流出関係につきましても十分確認をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 別にそこを埋めて、これは米満の川のほうの話ですけれども、何か大きな開発行為があるとか、そういうことはないということよろしいですね。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農業委員会事務局長、高德一博君。

○農業委員会事務局長（高德一博君） 川側のそういった大きな計画等はございません。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） わかりました。終わりです。ありがとうございました。

○議長（松野唱平君） これで、10番、加藤喜男君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては4時30分を予定しております。

（午後 4時14分）

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時30分）

◇ 和田和夫君

○議長（松野唱平君） 次に、12番、和田和夫君。

〔12番 和田和夫君質問席〕

○12番（和田和夫君） 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。日本共産党の和田和夫です。

これまでにない規模の台風や大雨による災害に見舞われた方にお見舞いを申し上げます。また、職員の皆様方の昼夜にわたるご奮闘に心から敬意を表したいと思います。

最初に、災害への備えについて伺います。

氾濫危険水位の認識と対応についてです。長南町の雨量は、県の観測では1時間の雨量が45ミリ、24時間の雨量が272ミリ、町の観測では1時間の雨量58ミリ、24時間の雨量が313ミリと、これまでの想定を大幅に超え

るものとなり、年間降水量の4分の1が14時間に降りました。浸水の想定区域がより広がった可能性があり、新聞報道によれば調査をしていると答えています。大雨の対応はどのようにしますか。また、ハザードマップを更新中で、周知に取り組むと報道されていますが、ハザードマップに対する町民の関心を上げていくことが必要と思われるが、どのようにしていくつもりなのでしょうか。お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） ハザードマップの周知方法でよろしいかと思うんですけども、現在のハザードマップにつきましては平成21年度に作成したもので、作成してから10年が経過しておりますので、今年度見直しをする予定です。つきましては、今回の被害状況等を踏まえましてハザードマップを作成いたしますが、町民の皆様に浸水エリアを詳細に示して、また、関心を持っていただけるように、今は1枚の紙になっておりますけれども、冊子のような形で考えさせていただいているところです。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） ハザードマップや地域防災計画は、従来の計画になく、停電が長期にわたってインターネットが不通になる事態を想定されていません。ハザードマップに基づいて住民への周知、また、ハザードマップを読み取ること、そしてそのハザードマップの使い方を学校教育や生涯教育などによって行っていくとともに、ハザードマップ作成に住民の参加を得るなど、そして地域に合った避難訓練が必要と思いますが、どうでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） ハザードマップにつきましては、今回、先ほどお答えさせていただきましたけれども、想定雨量のほうを変えるような形で、県からのデータをもとに作成をさせていただきますので、そちらをもって、あとは土砂警戒情報とかを取り込む中でつくっていきたいと思います。

あともう1点、学校とかへの周知でよろしいでしょうか。学校とかへの周知につきましても、ハザードマップを学校等にもお配りするような形で周知をさせていただければと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 次に2点目です。浸水地帯への対策について伺います。

これを今後どう進めようとしているのか。雨量が多く、避難勧告は出したものの避難指示は出されなかった、出す間がなかったと新聞報道ではされています。そしてこのとき、10時25分には上埴生の郷では崖崩れが起きていました。防災行政無線の放送による避難指示の仕方ですが、避難勧告が出されていなかった経験から、避難勧告の仕方、また浸水危険地域へ細部にわたっての指示を的確に早く出すようにしたらいいと考えておりますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） 避難勧告等の出し方とか、そういうことになるかと思うんですけども、町としては、気象庁からの情報をもとに、早目に避難行動がとれるように、防災行政無線、また広報車などでも周知していきたいと考えております。

また、ハザードマップを活用していただきまして、ふだん生活している場所が浸水エリアになっているのかどうか、あるいは安全に避難所まで行くにはどのルートがいいのかななどを、家族や地域で話し合っていた材料にしていいただければいいなと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 町は空振りを恐れずに、人命を第一にして避難命令を出すべきだと思います。避難情報の出し方を再検討して、防災行政無線だけでなく、町から広報車を出すなどの検討はどうでしょうか。お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） 先ほどちょっと回答させていただいたところなんですけれども、避難行動をしていただくに当たり、広報車等による周知の方法も考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 次に3つ目です。高齢者の避難について伺います。

高齢者の避難勧告について、今後どのような避難をさせていくのがとても大切になっています。民生委員が要援護者名簿に基づき余裕を持って、早くからの避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられています。悪天候の中の避難は遠方の避難所では危険が伴います。特に、高齢者や障害者には抵抗があります。早い避難が必要と思いますが、どのように避難されたのかお答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） 高齢者の避難をどうされたのかというようなことですが、一般的には、高齢者は社会的な役割が減るに従い地域とのつながりが希薄になりますので、行動機能が低下し、緊急事態の察知や情報収集がおくれる場合があり、自力で行動が、それでもできると言われております。また、寝たきりの高齢者の場合は、日常生活活動に他人の介助が必要となり、自力で行動することが困難と言われているので、要援護者の避難につきましても、先ほどからも答弁させていただいておりますが、日ごろから地域内で活動されております民生委員さんが一番頼りになるのかとも思います。

その民生委員さんは、早目の避難支援などを取り組んでいただいております。しかし、民生委員さん1人ではどうなのかという部分もありますので、家族、自治会、消防団、自主防災組織など、地域の複数の支援者で避難支援を行うことで、より迅速な対応が可能となるかと思っております。支援団体と連携を図りながら、今後も要援護者の支援につなげてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 私以外3人の方が地域防災組織の重要性を訴えております。私もテレビで見たんですけども、水沼の防災組織の責任者が高齢者を早く避難させたということで、ニュースでも取り上げられていましたので、防災組織だから、もう少し広くみんなが参加できるというところに計画のあり方をつくってもらいたいと思うんですけども、どうでしょうか。お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） 防災組織の立ち上げかと思うんですけども、防災組織のほうは現在12組織できております。率でいいますとまだまだでございますので、今回、先ほど和田議員が言われたように、水沼のほうの防災組織の中で、大雨のときに回っていただいたと。そのときに回られた方はすごく安心したということで、テレビのほうでやっていたので、そういうことを考えますと、自主防災のほうはその地域にとっては必要であると考えますので、町といたしましては、できるだけ自主防災組織を設立していただけるような取り組みのほうを、これからも広報する中でしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 次の質問に移ります。避難所での生活とマニュアルの作成について伺います。

床に寝るときに毛布だけでは寒さがしのげません。また、疲れをとることもできないので、マットレスが必要になります。そこで、マットレスの用意はどのくらいできたのでしょうか。

それから、障害を持った方や足腰が不自由な方は、床から立ち上がることが困難で、段ボールベッドがあればよいと考えます。どれくらい備蓄されているのでしょうか。この段ボールベッドの用意はどれくらいあるのでしょうか。

また、更衣室や授乳施設を設置するなどして女性の権利を守る点ではどうだったのでしょうか。

それから、避難所でのマニュアルをつくり、いつでも誰もが使えるようにすることが大切ですが、まず職員向けにマニュアルは作成されているのかお答えください。

それから、避難所に指定されている旧長南小学校は冠水のおそれがあるため、旧豊栄小学校は国道、町道とも冠水のため、職員が現地に到着できないため避難できませんでした。避難所の指定について今後どのように考えますか。

この質問の最後に、避難所の備蓄品の備えておく場所が幾つあるのでしょうか、お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） 幾つかご質問がございましたのでお答えさせていただきますけれども、まず避難所につきましては、段ボールの間仕切りとかパーテーションを使ってプライバシーの保持に努めております。また、底冷え等の対策として、和田議員はベッドと言っておりましたが、うちのほうではロールマットという形で、底冷え等の対策としてロールマットを設営させていただいております。段ボールベッドにつきましては現状ございません。ですので、今後、各避難所に必要数を確保するよう検討してまいります。

また、丸島議員にお答えいたしたところなんですけれども、女性が安心して授乳とか着がえができるような

物資についても現在配備されておられませんので、その辺につきましても、計画的に備品等を整備させていただいて、避難所の良好な生活環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

避難所でのマニュアル、職員等のマニュアルにつきましては、まだ今回の一連の災害を踏まえた上で整備をしていきたいと考えております。

避難所につきましては、板倉議員からのご質問等がございました。各地域の拠点であった旧小学校以外には施設面や収容能力を考えると、現在の場所以外にはないと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、避難所の備蓄につきましては、役場に1つと、あと給食所のほうに赤十字のが1つございます。あとは各旧小学校にそれぞれ備蓄しているような状況でございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 今回よりももう少し災害がひどくなった場合に備えて、備品を備える場所というもの新たな確保が必要ではないでしょうか。お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） 避難所の備蓄倉庫につきましては、今後、備蓄のものでは物資をまた揃えていくような形になってくるかと思っておりますので、ふえた場合にはその確保に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 次に、河川改修について伺います。

先日の大雨で、河川は大きな影響を受けて改修が必要となっております。河川の改修は下流からと言われておりますが、今回の大雨で改修が必要です。これまでの経験に頼ることなく着手が必要で、改修に力を出してもらいたいと思いますが、どのように考えておりますか。お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） それでは、お答えしたいと思います。

本町の場合、2級河川一宮川の上流に位置しておりまして、この一宮川の流域へ流れる支流といたしましては、水上川、三途川、鶴枝川、埴生川、佐坪川、小生田川がございます。ご質問にありました河川改修は下流からとは、この一宮川の改修だと考えております。一宮川の本流は、長柄町刑部を上流端とし、下流端の太平洋まで約30キロの延長がございます。河川管理者は千葉県となっております。河川改修につきましては、過去に幾度となく浸水被害に遭ったことから、河川激甚災害対策特別緊急事業などによって、千葉県により整備が行われ、現在も治水対策事業を実施していると聞いております。

一般論といたしましては、一宮川の上流部に位置している山間部は、河床の勾配が急であり、河川改修を行った場合には流速等が早くなり、流量が増加することから、河川整備がまだ完了していない、勾配の緩い平野部に大きな影響を及ぼすこととなります。つきまして、全体計画といたしましては、一般的に下流から整備さ

れているところでございます。

しかし、今回のような異常気象による大雨によって、上流部に位置している本町においても甚大な被害があったことから、管理者である千葉県にその状況等を伝えまして、一宮川全体として河川改修を含めた治水対策がなされるように強く求めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 長南町とか長柄町に茂原市のような調整池をつくって、水田が調整池を果たすだけでなく、そういうふうな大規模なものをつくっていく必要があると思います。

もう1点は、傷んでいる河川の改修はすぐにでも着工してほしい。そして、河川の応急対策を行うとともに、町民が考えているように、その早期の対策と抜本的な対策をどのように考えているかお答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 先ほどもお答えさせていただきましたけれども、私どもの存在している町の位置が上流部にあることから、調整池については検討の余地があると思うんですけれども、河川管理者である千葉県と今後もその対策について協議等をさせていただくということで、努めていきたいと考えております。

また、長南町の河川につきましては掘り込みの河川でございまして、下流端の河川断面によりまして影響が非常に多いことから、やはり下流の河川の改修計画が進まない、本町の抜本的な対応というのが難しいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 河川改修については、この大雨の教訓を千葉県としてどのように捉えるのか、そのときに長南町としてもいろんな意見を上げてもらいたいと思います。

次に、職員の増員についてであります。

職員は大幅に減らしてきているので、増員をして、研修などを行って災害に備えていくことが必要だと思います。職員の増員についてどのように考えますか、お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） 職員数につきましては、長南町の定員適正化計画に基づきまして、年度末退職者数を見込み、計画的に職員採用試験を行う中で進めておりますが、数年、専門職として採用した職員などの早期退職等によりまして人員が確保できず、計画値とは、平成31年4月1日現在でございまして、9名の減となっているところでございます。

したがって、災害時のみだけではなく、平常時の行政サービスが低下しないように、再任用職員制度の活用とか計画的な職員採用を行って、人員確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 次に、災害見舞金についてです。

千葉県は、今年の9月以降に大幅な被害をもたらした台風15号、19号、21号に伴う大雨で、全国から集まった災害義援金の配分について、死者、行方不明者は家族に30万円、重傷者に15万円、住宅被害を受けた被災者には全壊で30万円、半壊で15万円、床上浸水は3万円、一部損壊1万円を配分することを発表しました。

災害の義援金に頼ることなく、長南町でも災害に遭った方に対する見舞金の制度があれば増額をしてほしいし、ない場合はつくったらどうでしょうか。お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） 災害見舞金の関係ということですが、長南町では、災害見舞金につきましては、社会福祉協議会からのお見舞いということで要綱が定められております。町では、このたびの災害で被害に遭われました皆様への生活支援といたしましては、千葉県から配分されます義援金、また、町に直接いただきました義援金を被災者の皆様に配分させていただく予定でございます。

また、このたびの災害では、崖崩れによる土砂災害や住宅の床上浸水が多く発生いたしましたので、崩落土の撤去費用の一部助成や住宅の改修費用の一部助成をいたしまして、被災者の方々の支援の充実を図りまして、復興再建に尽くしてまいるところでございます。

このように、被災状況に合った個々の支援をさせていただきますので、町からのお見舞金は予定しておりません。よろしく願いいたします。

○議長（松野唱平君） ここで皆様にご連絡申し上げます。

会議規則によりまして午後5時までとなっております。

本日の会議時間は議事の都合により延長します。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

会議を続けます。

12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 地球温暖化が進展する中で、毎年のように全国各地で台風や前線などによる豪雨が発生し、甚大な災害が発生しています。近年の災害は決して想定外ではなく想定内であり、以前の災害を研究して課題や教訓を生かしていく、そういう災害を防いだり減災させることが必要で、お見舞金はどうしても必要だと思いますが、さっきお話しされたとおり、見舞金でなくて義援金でやるということですので、見舞金の制度について今後検討してもらいたいと思います。

次に、車両の安全装置機器の取り付けについて伺います。

高齢者の免許返納が言われています。買い物、お医者さんへの通院などでは、まだまだ車に頼った生活は長南町では主力です。最近、ペダルの踏み違いによる高齢者の事故がふえています。交通事故防止対策の一つとして、車に自動ブレーキ安全装置機器を取り付けることにより運転ミスが防げると言われております。

この質問通告をした後で、この問題は大きな展開を見せました。11月23日の千葉日報に、政府が自動ブレーキなど先進的な安全装置を備えた安全運転サポート車、サポカーの購入補助を盛り込むことがわかりました。

65歳以上を対象に、新車購入時に10万円を目途に助成する方向で検討している。また、軽自動車は7万円を目途として、これまでに販売済みの車に対しても、安全機能を後づけする場合も対象とするように検討しているということでした。車の使用年数も近年延びる傾向にあるため、サボカーへの乗りかえや安全機能の後づけを促す施策が必要とされているとの記事が載りました。

また、11月27日の朝日新聞は、自動ブレーキ新型車で義務化の記事が載りました。政府は、国内で販売される新車に衝突被害軽減ブレーキ、自動ブレーキの取り付けを義務化する方針を決めました。歩行者に反応する自動ブレーキを、新型の自動車は早ければ2021年度内に、既存の車種はその数年後から義務づけることで調整をしていると記事が書かれています。

国は、経済対策の重点事項の一つとして、2019年度補正予算案と2020年度当初予算に計上する予定となっております。

町の自動車販売店や自動車修理工場で、安全装置機器取り付けの補助を町として援助すること、また、国に対して、国が予算措置を決めたからです、きちんと予算化をしてくれるように提言をしてみてもどうでしょうか。お答えください。

○議長（松野唱平君） 　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） 　高齢ドライバーのアクセルとブレーキの踏み間違えによる自動車事故につきましては、全国で発生しております。その対策といたしまして、和田議員さんがおっしゃったように、政府や自動車メーカーは安全装置の普及に力を入れております。

政府が2021年度の創設を目指す高齢者向けの限定免許は、安全運転支援機能がある車に限って運転を認める方向で、警察庁が制度設計を進めております。また、自動車の急発進防止装置設置の補助を東京都や兵庫県、熊本県が決定し、都道府県から補助事業が始められておりますので、国や県に取り組みを要望してまいりたいと考えております。

町といたしましては、交通事故防止への対策は重要であると認識しておりますので、千葉県警察の協力のもと、交通安全講話や交通安全運動における啓発活動の実施はもちろんのこと、町地域公共交通活性化協議会でも高齢者などの利便性を考慮した取り組みを行っておりますので、地域の実情に合った方法を検討してまいります。よろしく申し上げます。

○議長（松野唱平君） 　12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 　最後の質問です。職員の働き方について伺います。

現在、責任を持つ仕事はどのようにされているのでしょうか。個人に担当を任せきりにするというやり方は、よいように見えてもそうではないのではないのでしょうか。担当の職員が休んでしまうとその仕事の継続性がなくなり、支障が出てくるのではないのでしょうか。1人が休んでも仕事の継続性ができるグループ制をとったほうがよく、仕事がよくのみ込める、また、事業について研究したり他の市町村の先進的な事例が研究できるなどの利点があります。

しかし、このグループ制にも、担当者とリーダーのみが情報を共有するという状況が生まれるなどのデメリットも出ています。職員の配置について、グループ制を導入することについてどのように考えているかお答え

ください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、土橋博美君。

○総務課長（土橋博美君） お答えさせていただきます。

平成27年度から、責任の所在の不明確さや業務が広範囲に及ぶなどの理由から、大課制を廃止いたしまして、現行の課係制の事務機構としたところです。

現在、事務や住民ニーズは複雑多様化して、限られた職員数と時間の中で行うことが求められていますので、それぞれの担当が任された業務に責任を持って、係長、課長等に相談しながら事務を進めております。そして、係内で情報共有し、補完しつつ、お互いに知恵を出し合って行政サービスにつなげておりますので、あえてグループ制をとらなくても、係内あるいは課内で十分検討できていると考えておりますので、現行の体制で維持してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） この事業のあり方について、職員の働き方についてですけれども、住民の皆さんの一部には、やはり事業が滞ってしまっているという現状があるので、何とかしてほしいということも聞いておりますので、今後検討していただくようお願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松野唱平君） これで、12番、和田和夫君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（松野唱平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日13日は午後2時から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時13分)